

フェアワイルド基準

FairWild Standard

第 2.0 版

パフォーマンス指標

2010年8月26日にフェアワイルド理事会承認

フェアワイルド認証のための自己監査確認項目と管理細目

フェアワイルド基準第 2.0 版付属文書

この文書、およびフェアワイルド基準 第 2.0 版に関するその他の文書はフェアワイルドのウェブサイトで入手できます: www.FairWild.org.

詳細に関するお問い合わせは :

FairWild Foundation Secretariat (フェアワイルド・ファウンデーション事務局)
CH-8570 Weinfelden, Weststr.51
Switzerland
Tel: +41-(0)71-626 0 626
Fax: +41-(0)71-626 0 623
E-mail:info@FairWild.org

フェアワイルド基準 第 2.0 版/パフォーマンス指標に関するご意見をお待ちしています。
ご質問・ご意見はこちらまで : info@FairWild.org (英語)

引用例 : FairWild Foundation. 2010. *FairWild Standard: Version 2.0 / Performance Indicators*.
FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.

©FairWild Foundation, Switzerland.

教育あるいはその他の非商業的な目的、またはフェアワイルド基準を活用する者による内部的な利用については、出典が完全に明示されていれば、著作権保持者からの書面による事前許可を得ずとも、この文書の複製が認められます。

著作権保持者の書面による事前の許可なく、転売またはその他の商業目的でこの文書を複製することは禁じられています。

本文書の作成に対する資金提供と多大な貢献に感謝いたします :

ドイツ連邦自然保護庁 (BfN)
WWF ドイツ
インスティテュート・フォー・マーケテコロジー (IMO)
国際自然保全アカデミー (ドイツ、フィルム島)
ドイツ連邦経済協力・開発省 (BMZ)
各地のコミュニティ、採集者協同組合、研究機関、政府機関、野生から収穫する製品の採集・加工・取引に関与する企業

日本語訳 : トラフィック イーストアジア ジャパン

翻訳に関するご意見・お問い合わせはトラフィック イーストアジア ジャパン (traffic@trafficj.org) まで

※文中の団体名や組織名等をあらかず固有名詞には、トラフィック イーストアジア ジャパンが便宜上、仮に日本語に訳したものが一部含まれています。なお、英語のオリジナル文書が公式となります。翻訳の都合上、解釈に曖昧さや齟齬がある場合には、オリジナル文書をご確認ください。

本文書の日本語訳は、経団連自然保護基金の資金のご支援により実現しました。

目次

序文：フェアワイルド・パフォーマンス指標の使い方	1
フェアワイルド認証要件に対する採点システムの適用	1
対象種の非持続的な野生からの採集のリスクの評価	2
第1部. 野生からの採集事業すべてに関するフェアワイルド指標	5
0.1. 基本管理細目	5
原則1：野生の植物資源の維持	5
1.1. 対象種の保全状態	5
1.2. 知識に基づく採集手法	6
1.3. 採集割合の持続可能性	7
原則2：環境に対する悪影響の回避	9
2.1. 感受性の高い分類群と生育地	9
2.2. 生育地（景観レベル）の管理	10
原則3：法律、規則、協定の遵守	11
3.1. 保有権、管理権限、利用権	11
3.2. 法律、規則、行政上の要件	12
原則4：慣習上の権利および利益の配分の尊重	12
4.1. 伝統的な利用および手法、アクセス権、文化遺産	12
4.2. 利益の配分	13
原則5：採集者と経営者間での公平な契約関係の促進	14
5.1. 公平な契約関係	14
5.2. 採集者に対する差別待遇の禁止	15
原則6：野生からの採集活動への子供の参加の制限	16
6.1. 子供および若い採集者	16
6.2. 採集作業のために子供と契約する採集者	16
6.3. 親を手伝って採集する子供	17
原則7：採集者とそのコミュニティの利益の確保	18
7.1. 公正な価格設定および採集者への支払い	18
7.2. フェアワイルド・プレミアムの利用と管理	19
原則8：採集事業で働くすべての労働者の公正な労働条件の確保	20
8.1. 野生からの採集事業の職員の基本的な労働者の権利	20
8.2. 野生からの採集事業の職員の安全な労働環境	22
8.3. 野生からの採集事業の職員の公平な雇用条件	23
原則9：責任ある管理手法の適用	26
9.1. 種／地域管理計画	26
9.2. 資源調査、評価、モニタリング	27
9.3. 採集者による持続可能な採集のための対策の実施	28

9.4. 訓練および能力開発	30
9.5. 透明性および参加	31
原則 10：責任あるビジネス手法の適用	32
10.1. 市場／購入者の明示	32
10.2. トレーサビリティ	33
10.3. 財政的な実行可能性および説明可能な取引関係	34
原則 11：購入者による関与の促進	35
第 II 部. 高リスク種に関する追加のフェアワイルド指標	36
1.1. 対象種の保全状態	36
1.2. 知識に基づく採集手法	36
1.3. 採集割合の持続可能性	36
9.1. 種／地域管理計画	37
9.2. 資源調査、評価、モニタリング	37
9.3. 採集者による持続可能な採集のための対策の実施	38
参考文献	39
添付資料 付記 1. 略語説明	41
添付資料 付記 2. 用語集	42

序文：

フェアワイルド・パフォーマンス指標の使い方

この文書では、フェアワイルド基準第 2.0 版の原則と評価項目を取り上げ、自己監査とフェアワイルド認証のためのパフォーマンス指標を定める。これらのパフォーマンス指標は、認証申請者がフェアワイルド基準の要件を遵守しているかどうかを評価するための管理細目として開発された。また、認証を目的としない場合についても、採集事業の持続可能性をフェアワイルド基準第 2.0 版の原則と評価項目に照らして自己評価するための確認項目として、パフォーマンス指標を利用できる。さらに、パフォーマンス指標は、この件に関心を持つ組織が、持続可能な野生からの採集のための生態学的、社会的、経済的手法を開発し実践する際に、どのようにしてフェアワイルド基準の原則と評価項目を実際に応用したらよいかを理解するためにも役立つ。

この文書はフェアワイルド基準第 2.0 版¹ 本体の付属文書である。本体にはフェアワイルド基準の応用方法と目的、適用範囲、開発、管理、構成が記載されている。両方の文書で使われる略語と用語については、基準本体の添付資料に定義がある。どちらの文書も、フェアワイルド・ファウンデーションのウェブサイト (www.FairWild.org) に掲載されている。

こちらの文書ではさらに、「対象植物」または「対象資源」にも言及するが、それらはフェアワイルド基準を使用して評価するために選ばれるすべての植物、菌類、地衣類を含むと理解していただきたい。

フェアワイルド認証要件に対する採点システムの適用

フェアワイルド基準採点システムは、持続可能な野生からの採集に寄与する十分なレベルの生態学的、社会的、経済的手法を導入して実践するための継続的な改善を促進すること、また、最低限以上の実績を達成しようとする決意と努力を実証することを目的に立案された。フェアワイルド基準には 11 の原則と 29 の評価項目がある。野生からの採集事業に適用される最初の 10 原則および各評価項目に対し、評価項目に関する事業のコンプライアンスを評価する際に、定量的・定性的な確認を行うための要素（パラメータ）として、指標／管理細目を用意した。フェアワイルド採点システムでは、各指標／管理細目について、段階的に上昇するコンプライアンス点数を記述することにより、自己監査または第三者による監査作業が容易になり、改善を証明できる。

採点システムを使うことにより、認証申請者が個別の状況に従いフェアワイルド基準を達成できるよう、ある程度の柔軟性が与えられ、しかも、明確に規定された最低限の認証要件を遵守することにより、全体的に高い実績レベルが保証される。

管理細目および標準要件の採点方法

0=低い実績／非遵守

1=不十分であるが、フェアワイルド要件の達成に向け、すでにかかなりの進歩が見られる

2=各指標／管理細目に関する持続可能な採集の標準であり、フェアワイルド評価項目の基準を十分に満たす

3=優良な実績：標準の要件以上を達成している

¹フェアワイルド・ファウンデーション(2010)：フェアワイルド基準第 2.0 版、フェアワイルド・ファウンデーション、ウエイフェルデン、スイス

M=「最低必要条件」：認証を受けるには、常にこの要件を満たさなければならない。

最高点= それぞれの指標／管理細目について獲得可能な最高点

標準合計点（TNP）= すべての標準要件を完全に満たした場合（すべての項目が「2」点）の合計点数

点数：それぞれの管理細目について事業者が獲得した点数をこれらの欄に記入する。
監査人が記入するか、または自己評価に利用する。

最低必要条件

認証を受けるために、事業者は次の2種の要件を満たす必要がある：

1. すべての **M=最低必要条件** を満たす必要がある。最低必要条件には指標／管理細目の一部のみが含まれる。ほとんどの事業が、必要な情報を集めるため、または指定された手法の水準を引き上げるために追加の時間を必要とするため、一部の指標／管理細目は認証制度の2年目または3年目に初めて最低必要条件になる（表1を参照）。

表1.フェアワイルド認証を受けるための実績の最低必要条件

認証年	最低必要条件
「1=M」または「2=M」	1回目の認証で必要最小限の実績を達成すること。
「M：2年目から」	必要最小限の実績を達成するための対策を認証の1年目に導入し、2回目の認証で必要最小限の実績を達成すること。
「M：3年目から」	必要最小限の実績を達成するための対策を認証の最初の2年間に導入し、3回目の認証で必要最小限の実績を達成すること。

2. これに加え、フェアワイルド認証を受けるには、標準合計点に対する比率を段階的に上げてゆく必要がある。認証初年度は、標準合計点に対する最低比率を60%とし、その後、段階的に比率を上げ、5年間で100%のコンプライアンスを達成する。

対象種の非持続的な野生からの採集のリスク評価

野生からの採集による圧力に対する反応は、種により異なる。非持続的な野生からの採集のリスクが比較的低い種もあり、そのような種については、野生からの採集の管理に伴う作業（情報収集、資源評価、収穫影響モニタリングなど）において、あまり厳格な方法を使用する必要がない（従って、専門知識、時間、精度、経費も、あまり必要としない）と考えられる。非持続的な野生からの採集のリスクが高い種については、採集量および採集手法が確かに持続可能であることを実証し、確認するために、採集事業、採集者、資源管理者が厳格な方法を使用する必要がある（従って、より多くの専門知識、時間、精度、経費が必要とされる）。

この文書では、2組のパフォーマンス指標を定義する。第Ⅰ部で紹介する指標は、一般にすべての対象種と採集事業に適用され、第Ⅱ部で紹介する指標は、非持続的な野生からの採集のリスクが高いとフェアワイルド・ファウンデーションが認めた種に対し、追加的な措置として適用される。

対象種の非持続的な野生からの採集のリスクは、多くの要因により生じる。それらの要因、および要因が非持続的な野生からの採集のリスクに対して与える影響を表2に掲げる。野生から収穫される一般的な種の多くについては、公表された情報源と現在の採集事業から入手する情報に基づき、リスクのカテゴリーを適切に判断することができる。しかし、野生から採集する植物、地衣類、菌類の種の中には、適切な専門家の助けを借りるなど、十分な関連

情報を集めるために、さらなる努力を傾けない限り、リスクのカテゴリーを判断できないものも多々存在する。²

フェアワイルド認証の申請者は、フェアワイルド・ファウンデーション (info@FairWild.org) に連絡し、個別の種および採集事業に関する適切なリスク分類の判定について支援を得ることが望ましい。

² LEAMAN と CUNNINGHAM (2008) に、ISSC-MAP 第 1.0 版の原則 1、現在のフェアワイルド基準第 2.0 版の原則 1 を実施するためのガイダンスが記載され、それは www.FairWild.org で閲覧できる。

表 2. 対象種の非持続的な野生からの採集のリスクに影響を与える条件／要因³

条件／要因	低リスク (情報、専門知識、時間、費用を あまり必要としない)	中リスク (情報、専門知識、時間、 費用の必要性が中程度)	高リスク (多くの情報、専門知識、時 間、 費用を必要とする)
保全状態	脅かされていない（評価済） 個体群と資源の質が安定 （低下していない）	未知（未評価） 個体群と資源の質が 低下していることは 知られていない	脅かされている（評価済） 個体群と資源の質が 低下している
種の分類／ 採集現場での識別	他の種と混同しない 採集者が容易に識別できる	訓練と採集マニュアルを 提供することにより、 他の種との混同を十分に 防止できる	種の分類が不明瞭 採集地域内で他の種と 混同しやすい
地理的分布	広い	狭い	限定的
生育地： 特異性 複雑度 脆弱度	広い（比較的均一な分布） 少数種が支配的な植生 生育地を脅かす要因は 知られていない	特異的であるが、特定の生育地内 には多く生息する 多様性が低い （例えばサバンナなど） 管理／制御が可能な脅威	きわめて特異的 （断片的な分布状態） 多様性が高い生態系 脅威は採集事業の外部から もたらされ、制御は困難 （例えば生育地の消失、 気候変動）
地域個体群の大きさ	大きく、数が多い	中から大	常に小
植物の利用部分	葉、花、実	滲出液、樹液、枯れ枝	植物全体、木の皮、根、 球根、頂端分裂組織
成長／再生速度	速い	まあまあ速い	遅い
生殖： 受粉 分散	風媒、非生物的、無性的 風媒、水媒	一般的な生物媒体（鳥、昆虫） 一般的なジェネラリスト （鳥、小型ほ乳類）	特異性が高い （甲虫、ハチ、コウモリ） 大型ほ乳類と大型鳥類
商業的需要	豊富な余剰 （取り引きする原材料が 不足していない）	商業上の需要が安定	取り引きする原材料が不足 商業上の需要が上昇中
単一用途か多用途か	用途が1つ、 または競争がない	用途間での衝突がほとんどなく、 あまり重要ではない	多用途の種
利用集団が単一か 複数か	1企業または1集落の採集者	複数の企業または集落が 採集するが、 管理に関する明確な合意がある	複数の企業または集落が 採集し、 管理に関する合意がない

³ CUNNINGHAM (2001) と PETERS (1994) に基づく

第Ⅰ部.野生からの採集事業すべてに関するフェアワイルド指標

以下のパフォーマンス指標は、すべてのフェアワイルド事業、すべての対象種に適用される。非持続的な野生からの採集によるリスクが高いと判定された対象種については、より高水準の最低必要条件と追加のパフォーマンス指標が適用される。これらは第Ⅱ部に記載する。

0.1.基本管理細目

CP=Control Points=管理細目

CP 番号	管理細目 0.1 基本管理細目	最高点	点数
0.1.a	監査に対応できる採集管理者 がおり、書類、事業場所、採集地域に アクセス できる： <ul style="list-style-type: none"> (0) アクセスが明らかに制限されている。 (1) 書類と職員の対応については、すべてにアクセス可能とは限らないが、アクセスが制限されている徴候はない。 (2) 監査中に職員が対応でき、書類を入手できる。 (3) 職員が監査を補助する。 	3	
0.1.b	事業と活動に関して重要な変更 があった場合に、それを認証機関に 通知 する（住所変更、採集地の変更、新たな活動、最大計画収穫量）： <ul style="list-style-type: none"> (0) 大幅な変更を通知しない。 (1) 些細な変更については通知しない。 (2) 変更の有無にかかわらず通知する。 (3) 綿密に、先を見越して、認証機関に通知する。 	3	

原則 1:野生の植物資源の維持

植物資源の野生からの採集は、**個体群と種を長期的に維持できる規模と割合、および方法**でおこなう。

1.1.対象種の保全状態

対象とする種および個体群の**保全状態を評価し、定期的な見直し**をおこなう。

CP 番号	管理細目 1.1 対象種の保全状態	最高点	点数
1.1.a	採集した植物の現在の 保全状態 ： <ul style="list-style-type: none"> (0) 状態が不明／未確認。 (1) 一部の情報が不完全または古い。 (2=M) 世界および（または）国内／地域での保全状態が知られており、それが資源評価または植物の説明に盛り込まれている。 (3) 事業が保全状態の定期評価／再評価に貢献する。 	3 2=M	
	高リスク種→追加指標 1.1.b（第Ⅱ部）を参照		
合計		最高点	標準合計点
		3	2
最高点／標準合計点／点数			

1.2.知識に基づく採集手法

採集と管理の手法は、対象種とその採集による影響の十分な特定、地図作製、自然資源調査、評価、モニタリングに基づく。

CP 番号	管理細目 1.2 知識に基づく採集手法	最高点	点数
1.2.a	<p>既知の脅かされている種が採集事業の対象種に含まれる：</p> <p>(0) 採集事業は脅かされている種を採集している（フェアワイルド認証外であっても評価対象）。それらをフェアワイルド管理に含める計画はない。</p> <p>(2) フェアワイルド対象種かフェアワイルド認証外かを問わず、採集事業は脅かされている種を商業目的で採集しないか、さもなければ、採集の2年以内の終了を計画している。</p> <p>(3) 採集事業全体が、全種をフェアワイルド管理に含めるための相当の努力など、持続可能な採集と取り組む姿勢を明確にしている。</p>	3	
1.2.b	<p>採集対象種が明確に識別されている：</p> <p>(0) 正式な種の識別をおこなっていない。頻繁に混同が起きる。</p> <p>(1) 種の識別の精度が低い。</p> <p>(2=M) 正確な学名に加え、明確に認識された現地名と商品名を記載した、証拠標本が採集地から提供される。</p> <p>(3) 非常に綿密な植物の明細書／植物の研究書、および現地名・商品名との一致。または、対象種に関する分類学上または現地での混乱を解決するための特別な貢献／努力がされている。</p>	3 2=M	
1.2.c	<p>採集地域内での対象個体群の位置を地図で確認できる：</p> <p>(0) 対象個体群の位置が地図上に示されず、位置に関する詳細な知識もない。</p> <p>(1) 対象個体群の大まかな位置が示されている。採集地域内での正確な位置は不明か、または、ごく簡単な地図が作製されている（例えば手描きの地図やインターネットからダウンロードした地図）のみであるが、採集管理者と採集者全員が場所を熟知している。</p> <p>(2=M：2年目から) 簡単な地図で、採集地域と対象個体群の位置（場合によっては採集地域全体）を特定できる。</p> <p>(3) 採集地域内の採集場所／対象個体群に関し、非常に優れた知識と資料がある。</p> <p>高リスク種→追加指標 1.2.c（第II部）を参照</p>	3 2=M： 2年目 から	
1.2.d	<p>主な汚染源である可能性があるものすべて（町、産業、ごみ処理場、集約的農業をおこなっている農地）が地図に示されている：</p> <p>(0) 存在するが、地図に含まれない。</p> <p>(1) 地図または文章による記述で大まかに示されている。</p> <p>(2) 地図に示され、必要に応じ、管理計画／採集規定に説明がある。</p> <p>(3) 内側の境界を採集者に伝えるための、とても良い地図とシステム、またはそのどちらかがある。</p>	3	
1.2.e	<p>採集地域が農地と切り離されている：</p> <p>(0) 集約的な栽培をおこなっている農地からの採集をおこなっている。例えば畑の隣の樹木など。</p> <p>(1=M) 集約性が低い農地の未開墾の区画／樹木からの採集であり、対象植物は明らかに自然に生育しており、汚染源が存在しない。</p> <p>(2) 採集地は明確に農地から切り離されている。</p> <p>(3) 野生／自然の採集地域であり、農業は営まれていない。</p>	3 1=M	
1.2.f	<p>内部の採集実務規定：</p> <p>(0) 書面または明確に口頭で伝える採集実務規定がない。</p> <p>(1) 一貫した採集手法を守っている。書面にまとめられてはいない。</p> <p>(2=M：2年目から) 書面の採集実務規定があり、それに持続可能な伝統的手法が記載されている。実務規定では、対象種全部に関する採集方法を規定している。</p> <p>(3) 採集者と採集管理者が、書面（および口頭）による採集実務規定を定期的に見直し、改訂する。</p>	3 2=M： 2年目 から	
1.2.g	<p>各対象植物／植物の部分に関する採集地および収穫方法を採集実務規定で規定している：</p> <p>(0) 規定していない。非常に不完全。</p> <p>(1) 簡単な規定がある。</p> <p>(2=M：3年目から) 採集地から除外する場所に関する情報を含め、採集地と対象種に特有な資源評価・モニタリング情報に基づき、十分な採集実務規定を提供する。</p> <p>(3) それに加え、採集者が実践する際の実用性と効率性の観点から、採集実務規定を最適化し、地元の／伝統的管理手法を考慮に入れている。</p>	3 2=M： 3年目 から	

CP 番号	管理細目 1.2 知識に基づく採集手法	最高点	点数
1.2.h	<p>許可される採集上限（数量、頻度、期間）を採集実務規定により規定している：</p> <p>(0) 規定がなく、採集上限に関する情報は非常に不完全。 (1) 採集数量上限に関する簡単な情報が含まれる。 (2=M：3年目から) 採集数量上限が明確かつ完全に規定されている。 (3) それに加え、採集者が実践する際の実用性と効率性の観点から、採集実務規定を最適化している。</p> <p>(これらの最大限の数値に関するデータ品質および持続可能性は、1.3 で評価する)</p>	3 2=M： 3年目 から	
1.2.i	<p>対象種および採集地に関し、採集が許可される生物学的年齢／サイズ等級の下限を内部採集実務規定により規定している：</p> <p>(0) 設定がなく、年齢／サイズ等級の設定に努めていない。 (1) 年齢／サイズ等級の設定に努めていることが明らかである。 (該当すれば 2=M。下記を参照) 信頼性の高い実用的な採集対象年齢／サイズ等級を設定しており、個体群の構成／再生／補充に対する影響がモニタリングされている。</p> <p>直接の適用対象にならない場合は（一年生／多年生の果実、花、葉、リスクが低い種）最低必要条件ではない。該当しない→(2)</p>	3 該当 すれば 2=M	
1.2.j	<p>採集規定により、採集した資源の無駄を防いでいる：</p> <p>(0) 日常的に無駄が生じている。 (1) 採集規定の不備により、無駄と不手際な手法が生じる可能性がある。 (2) 採集規定に、無駄を減らすための優れた手法が含まれる。 (3) 無駄を減らすために並はずれた努力をしてきた。</p>	3	
1.2.k	<p>内部採集実務規定の改訂：</p> <p>(0) 改訂されず、再検討した証拠もない。 (1) 再検討および改訂が、採集による影響に関する採集地／採集種特有のモニタリングに基づきおこなわれない。 (2=M：3年目から) 採集による影響に関する採集地／採集種特有のモニタリングに基づき、規定の改訂と再検討がおこなわれている。 (3) 採集地域の対象種個体群の構成および遺伝上の持続可能な多様性を回復または維持することを目的として、収穫手法を定期的に再検討し、調整しようと努めていることが明らかである。</p>	3 2=M： 3年目 から	
	高リスク種→追加指標 1.2.l (第II部) を参照		
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		33	22

1.3.採集割合の持続可能性

対象資源の採集の割合（強度と頻度）が、対象種の長期的な再生能力を超過しない。

CP 番号	管理細目 1.3 採集割合の持続可能性	最高点	点数
1.3.a	<p>各対象種に関する基本データが書面にまとめられている（植物説明書などの文書）：学名、現地名、採集部分、採集方法、採集期間：</p> <p>(0) 入手可能なデータがない。 (1) 不完全なデータ。 (2=M) 完全な基本データ。 (3) 植物の研究書など、各植物に関して十分に提示されたデータ。</p>	3 2=M	
1.3.b	<p>各対象種に関し、生殖システムと補充率の情報を入手できる（植物説明書などの文書）：</p> <p>(0) 情報がない。 (1=M) 研究はおこなわれていないが、生殖に関する基本的な知識だけでも、採集の持続可能性を十分に理解できる。 (2) 十分な情報がある。 (3) 詳しい調査がおこなわれている。</p>	3 1=M	

CP 番号	管理細目 1.3 採集割合の持続可能性	最高点	点数
1.3.c	<p>採集地域内の対象種に関するベースラインの情報／自然資源調査（インベントリー）を入手でき、それには個体群のサイズ、分布、個体群の構成（サイズ／年齢の等級）、生殖／成長／再生の速度が含まれる：</p> <p>(0) 情報が無い。 (1=M：2年目から) 採集者またはコンサルタントの知識に基づく大まかな概算。 (2) 調査または独自のデータ収集に基づく基本的資源評価。 (3) 採集地域内の対象種および個体群に関するベースライン情報の改善を意図した資源評価およびモニタリングのしくみ。</p> <p><i>高リスク種→追加指標 1.3.c（第II部）を参照</i></p>	3	1=M 2年目から
1.3.d	<p>各対象種について許可される採集数量上限の設定に使うデータの質：</p> <p>(0) 妥当な数量上限がなく、長期的な採集手法を参考にしていない。 (1=M) 概算による数量上限の推定。例えば、その地域での長期的な採集に基づく推定、または、その採集地または種に固有ではない一般的な概念（経験的な常識）に基づく推定。 (2) 採集上限は、採集地と種に固有の資源評価およびモニタリング情報、さらに、採集者の知識に基づき正当化される。 (3) 優れた資源モニタリング／数量上限設定のしくみ。</p> <p><i>高リスク種→追加指標 1.3.d（第II部）を参照</i></p>	3	1=M
1.3.e	<p>対象種／採集部分について許可される採集数量上限の持続可能性：</p> <p>(0) 情報（対象種の個体および個体群に対して採集が与える影響に関する参考データまたは経験／観察結果）が無い。 (1=M：1年目から) 現在の／指定された採集数量上限により、採集地域における資源の質または入手可能性が低下する徴候が無い。 (2) 自然資源調査結果（インベントリー）／産出量／再生量の推定値が収穫量を十分に上回ることで、管理計画で指定された採集数量上限が正当化される。 (3) 対象を絞った調査により、採集数量上限が裏付けられる。</p> <p><i>高リスク種→追加指標 1.3.e（第II部）を参照</i></p>	3	1=M：1年目から
1.3.f	<p>採集実務規定で事前に定められた採集頻度の持続可能性：</p> <p>(0) 採集が補充率を大幅に超過していることが明らかである。 (1=M：2年目から) 簡単なベースラインとモニタリングのデータのみが入手可能であるが、植物個体群が減少する徴候はない。 (2) 採集地域の対象種から採集される成熟個体または植物部分の補充率を、採集数量が超過しない。 (3) 採集頻度は補充率をはるかに下回る。</p> <p><i>高リスク種→追加指標 1.3.f（第II部）を参照</i></p>	3	1=M：2年目から
1.3.g	<p>採集が許可される期間：</p> <p>(0) 設定がないか、または、採集期間が持続的ではないことが明らかである。 (1) 生殖サイクルを明確に考慮せずに、伝統的に続けられてきた採集期間が使われているが、個体群が減少する徴候はない。 (2) 許可される期間は、信頼性の高い実用的な指標（例えば季節性、降雨循環、開花と結実の時期など）を使い決定され、対象種の生殖サイクルに関する情報に基づいている。 (3) 採集を許可される期間は、資源評価結果を使い、科学的根拠に基づき定められている。</p>	3	
1.3.h	<p>収穫量に関する総合記録（地域別と年別にまとめた数量）：</p> <p>(0) 記録もデータもない。 (1) ごく簡単な仕入記録に基づく大まかな収穫数量の概要。 (2=M：3年目から) 十分な総合データが登録され、長期的な持続可能性の確認に関係するすべての情報を含む（例えば、関連性が強い場合は、年齢／サイズの等級）。 (3) きわめて信頼性の高い仕入記録およびデータの整理統合。</p> <p><i>最初の認証→今後使用する記録システムを提出する必要がある。</i></p>	3	2=M：3年目から
1.3.i	<p>採集の実際の期間と頻度に関する総合的な記録：</p> <p>(0) 情報が無い。 (1) 簡単な仕入記録で得られる情報。整理統合されていない。 (2) 実際の収穫期間および採集頻度に関する完全な情報があり、その情報により、採集実務規定の遵守を確認できる。 (3) 収穫手法を上手にまとめた概要。</p> <p><i>最初の認証→(2) 該当する場合は、将来の整理統合のために、データが収集される。</i></p>	3	

CP 番号	管理細目 1.3 採集割合の持続可能性	最高点	点数	
1.3.j	<p>採集者が採集した製品を、フェアワイルド制度に参加していない他の購入者にも販売する場合：</p> <p>(0) 認証された採集管理事業が、採集地域内での合計収穫数量を把握していない。</p> <p>(1) 他の企業が採集した数量の大まかな推定値を把握している。</p> <p>(2) 採集者が全販売数量を販売記録に登録し、それが総合的な収穫数量の書類／記録に記載される。または、採集企業が協力してデータを照合し、採集地域内の合計収穫数量を確認する。</p> <p>(3) 複数の採集企業間での良好で積極的な協力。</p> <p>該当しない場合→ (2)</p>	3		
1.3.k	<p>総合収穫データにより遵守が確認される：</p> <p>(0) 記録もデータも入手できないか、または、収穫数量が持続可能な収穫のための採集実務規定に違反していることが明らかである。→<i>詳細を提示すること。</i></p> <p>(1) 簡単な記録により、採集規定との照合が可能。過剰採集の徴候はない。</p> <p>(2) 収穫データが採集実務規定に適合する（許可される数量上限、サイズ分類、等々）。</p> <p>(3) 収穫データは数量上限を大幅に下回る。</p>	3		
高リスク種→追加指標 1.3.l (第II部) を参照				
合計		最高点	標準合計点	点数
最高点／標準合計点／点数		33	22	

原則 2:環境に対する悪影響の回避

他の野生種、採集地域、近隣地域に対して採集活動が及ぼす悪影響を防止する。

2.1.感受性の高い分類群と生育地

対象種の採集と管理により影響を受けそうな希少種・脅かされている種・絶滅のおそれのある種およびそれらの生育地を特定し、保護する。

CP 番号	管理細目 2.1 感受性の高い分類群と生育地	最高点	点数	
2.1.a	<p>対象種の採集により影響を受けそうな希少種・脅かされている種・絶滅のおそれのある種およびそれらの生育地に関する情報：</p> <p>(0) 採集地域内の感受性の高い種および生育地の存在に関する情報がなく、調べる努力をしていない。</p> <p>(1=M：2年目から) 地元／採集者の知識を含む情報に関する予備的調査により、感受性の高い種および生育地が採集による影響を受けそうもないという全体的評価を裏付ける。</p> <p>(2) 関係する専門家／資源管理当局に相談し、管理計画に正確な情報を記載し、管理計画は採集地域内の感受性の高い種および生育地に対する悪影響を回避するための管理要件を反映する。</p> <p>(3) 資源評価とモニタリング計画により、採集地域内の感受性の高い種および生育地に対して対象種の採集が与える影響に関する情報を事前に収集し、文書にまとめる。</p>	3	1=M： 2年目 から	
2.1.b	<p>自主的取り組み（標準要件ではない）に対する追加点：対象種の特別な生態系機能：</p> <p>(1) 特別な生態系機能に関する情報の予備的調査。</p> <p>(2) 関係する専門家／資源管理当局に相談し、管理計画に正確な情報を記載し、管理計画は、対象種の特別な生態系機能に対する悪影響を回避するための関連要件を反映する。</p> <p>(3) 資源評価とモニタリング計画により、対象種の特別な生態系機能に関する情報を事前に収集し、文書にまとめる。</p>	(3)		
合計		最高点	標準合計点	点数
最高点／標準合計点／点数		6	2	

2.2.生育地（景観レベル）の管理

対象種の野生からの採集を支援する管理活動が、生態系の多様性や動態、機能に悪影響を与えない。

CP番号	管理細目 2.2 生育地（景観レベル）の管理	最高点	点数
2.2.a	採集地域で応用できる既存の生育地管理手法： (0) 不明。 (1) 一般的には知られているが、書面に記載されていない。 (2) 管理計画に記載されている。 (3) 対象種の管理計画との調整を積極的におこなっている。	3	
2.2.b	採集手法と管理活動が採集地域に与える悪影響の特定とモニタリング（例えば収穫方法による被害、生態系の構成・機能・サービスの変化）： (0) モニタリングをおこなわず、既存または潜在的な悪影響を認識していない。 (1) 詳細な記述もモニタリングもおこなわないが、採集による悪影響のリスクが皆無／非常に低いことが明らかである。 (2) モニタリングをおこない、管理計画に記述されている。 (3) 非常に良くモニタリングされ、記述されている。	3	
2.2.c	採集手法で使用する収穫方法と道具が適切である： (0) 採集による生育地レベルの被害が明らかである。 (1) 被害を回避するための対策を決定しようとしているが、まだ実施されていない。 (2=M：3年目から) 生育地レベルの被害がないか、または、採集方法による生育地レベルの被害を回避するための対策／戦略が管理計画で特定され、採集地で実践されている。 (3) 講じた対策が、採集による生育地レベルの被害を回避するために適切であることが、定期的モニタリングで確認される。	3	2=M： 3年目から
2.2.d	関連する有機農業基準により禁じられた投入物の使用（例えば化学肥料）： (0) 過去3年間に、禁止投入物がさまざまな場所で使われている。 (1) 小規模に使用された可能性があり、それらを採集から除外するための最低限のシステムがある。 (2=M) 禁じられた投入物が使用されたことがないか、または、既知の一定の箇所でのみ禁じられた投入が使われ、影響を受けたエリアは採集から有効に除外できる。 (3) 禁止投入物を使用しなかった管理期間が明確に記録され、関連する有機農業基準を十分に達成している。	3	2=M
2.2.e	感受性の高い種、生態系の構成・機能に対し、対象種の景観レベルの集中管理が与える影響（例えば、対象種との競争を抑制するか、または成長を促進するための対象種管理手法、エンリッチメント・プランティング）： (0) そのような管理手法を導入しているが、影響のモニタリングをおこなっていない。 (1=M) 管理計画を通じて影響をモニタリングしつつ、そのような手法を導入している。 (2) モニタリング結果を記録し、そのような手法が採集地域の感受性の高い種または生態系の構成・多様性・機能に悪影響を与えないことを証明する。 (3) 既存の管理手法を改善するための並はずれた努力。 該当しない場合→(2)	3	1=M
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		15	10

原則 3:法律、規則、協定の遵守

採集活動と管理活動は、合法的な保有権の取り決めに従い実施し、関連する法律、規則、協定を遵守する。

3.1.保有権、管理権限、利用権

採集者と管理者は、対象資源を利用し、管理するための明確かつ認知された権利および権限を持つ。

CP 番号	管理細目 3.1 保有権、管理権限、利用権	最高点	点数
3.1.a	野生からの採集地域の明確な規定： (0) 規定していない。 (1) 大まかに規定している。 (2=M：2年目から) 地域を明確に規定し、境界を確定し、地域は採集者が採集地域であると考えている地域と一致する。 (3) 非常に良好なシステム。 該当しない場合→ (2)	3	2=M：2年目から
3.1.b	採集地域の所有権、保有権または利用権の詳細： (0) 不明。 (1) 正式ではない／曖昧に規定された採集に関する協定。 (2) 明記された資源管理目標を達成するために十分な長さの期間にわたり、詳細が判明し、確認されている。 (3) 有効な採集許可制度の単一の利用者。	3	
3.1.c	全体的な所有権、保有権、利用権のシステム を使い、認証を受けた採集が所有者またはそれ以外の許可された利用者の他の活動により損なわれないようにする： (0) 重大な衝突がある。 (1) 他の利用者と衝突する潜在的リスクがあるが、協力に向けて最初の一步を踏み出している。 (2) 衝突がないか、または、採集管理事業が管理計画に他の地域利用者を参加させ、マルチユーザーの状況でも、持続可能な採集を確保できるよう、努力していることが示されている。 (3) マルチユーザー・システムを持続可能にするための並はずれた努力。	3	
3.1.d	管理地域を無許可の活動から保護するための機能的な規制のしくみ： (0) 違法な活動がおこなわれていることが明らかである。 (1) 機能的な規制のしくみは設置されていないが、採集活動に関する衝突や潜在的な脅威は存在しない。 (2) 機能的な規制のしくみが存在するか、または、採集管理事業が、採集地域の完全性を確保するための同等の十分なしくみを実証する。 (3) 採集事業は規制のしくみに密接に協力し、それを支えている。	3	
3.1.e	採集地域を利用するための採集許可／明確な同意／条件： (0) 許可が必要であるが、それを受けていない。 (1) とても非公式な利用のしくみ。 (2=M) 採集事業は採集される植物すべてに関して有効な採集許可／同意を得ている。許可制度が存在しない場合、例えば十分に定着した伝統的な利用システムなどにより、採集管理事業が、採集される資源を使用し、管理する権利を持つことを確認できる。	2	2=M
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		14	10

3.2.法律、規則、行政上の要件

対象資源の採集および管理において、保護種および保護地域に関連するものを含むすべての国際協定および国内・地方の法律、規則、行政上の要件を遵守する。

CP 番号	管理細目 3.2 法律、規則、行政上の要件	最高点	点数	
3.2.a	採集と輸出に関する法律、規則、行政上の要件の知識（研究およびバイオプロスペクションを含む）： (0) 知識は全くない。 (1) ある程度の基本認識がある。 (2) 採集事業は知識を持ち、理解している。 (3) 十分な経験を積み、豊富な知識を持つ職員がいる。	3		
3.2.b	管理計画、手順、作業指示、および契約が、規制種に関する輸出許可を含め、採集管理と輸出に関する法律、規則、行政上の要件を満たす： (0) 明らかに遵守しておらず、職員は関連する規則を知らない。 (2=M：3年目から) 要件を満たす。 (3) 要件を上回る。	3	2=M： 3年目 から	
合計		最高点	標準 合計点	点数
最高点／標準合計点／点数		6	4	

原則 4:慣習上の権利および利益の配分の尊重

地域コミュニティおよび先住民が採集地域および野生から採集される対象資源を利用・管理する慣習上の権利を認識、尊重、保護する。

4.1.伝統的な利用および手法、アクセス権、文化遺産

法律上または慣習上の保有権または利用権を持つ地域コミュニティおよび先住民は、権利や伝統的知識、資源を保護するために必要とされる範囲内で、採集事業に対する管理権を維持する。

CP 番号	管理細目 4.1 伝統的な利用および手法、アクセス権、文化遺産	最高点	点数	
4.1.a	法律上または慣習上の権利、伝統的利用／手法および対象植物や他の植物、その生育地の文化的・宗教的意義に関する知識： (0) 知識は全くない。 (1) ある程度の情報がある。 (2) 採集事業は適度の知識を有する。 (3) 採集事業の知識は非常に豊富であり、適切な相談を含め、法律および慣習法に関するすべての調査を実施した。	3		
4.1.b	伝統的な利用／手法および慣習的なアクセス権（対象種の文化的・宗教的意義や利益配分の決まりを含む）： (0) 管理計画に含まれず、考慮されていない。 (1) 何らかの段階で非公式に考慮されたが、管理計画に明示的には含まれない。 (2=M：3年目から) 資源評価または管理計画に含まれる。 (3) 十分に調査され、特定され、包括的な支援が提供されてきた（保健所開設の推進、薬草医／医師の教育および伝統的な利用の文書化と登録の支援、または、適切であれば、文化的／宗教的利用の推進／支援／保存のために、並はずれた努力をしている）。 該当しない場合→ (2)	3	2=M： 3年目 から	
4.1.c	対象資源採集活動が採集地域の伝統的な利用／手法、アクセス権、文化遺産に与える可能性がある影響： (0) 明らかに存在する影響を全く考慮せず、知識もない。 (2) 影響が分析され（採集者の流入を含む）、記述されている。 (3) 伝統的な利用／手法と慣習的な権利を分析し、考慮するために多大な努力が払われ、社会的混乱を含む悪影響を回避するために、すべての適切な対策が講じられている。 該当しない場合→ (2)	3		

CP 番号	管理細目 4.1 伝統的な利用および手法、アクセス権、文化遺産	最高点	点数
4.1.d	<p>地域コミュニティと先住民の法的または慣習上の権利、資源、健康、保安、生計に影響を与える損失または損害を回避するための対策が講じられている：</p> <p>(0) 採集は明らかに地域コミュニティに強い悪影響を与えている。</p> <p>(1) 損失または損害を軽減するためのある程度の努力が払われている。</p> <p>(2=M) 対象資源の採集／商業利用が、法律上／慣習上の権利および手法を侵害または弱体化しないようにするための適切な対策が講じられている。</p> <p>(3) 慣習上の権利と伝統的知識の推進がされている（例えば、コミュニティ内で、政治的レベルで、またはその両方）。</p> <p>該当しない場合→ (2)</p>	3 2=M	
4.1.e	<p>地域コミュニティが受けたかなりの損害または損失に対する正当な補償および苦情処理の仕組み：</p> <p>(0) 明らかな軽視またはかなりの損失／損害。</p> <p>(1) 補償に関するある程度の努力と対話。</p> <p>(2=M：3年目から) そのような損失または損害が生じた場合、正当な補償が与えられる。採集の中断を含め、苦情を解決するための適切で効果的な仕組みがある。</p> <p>(3) 給付を管理するための適切な契約その他の仕組み、幅広い金銭的またはそれ以外の給付などを含む、並はずれて良い緩和策／補償策を講じている。</p> <p>該当しない場合→(2)</p>	3 2=M： 3年目から	
4.1.f	<p>地域での伝統的利用を目的とする対象資源（例えば薬用植物）の入手可能性、アクセス可能性、および品質：</p> <p>(0) 採集が原因で、重要な植物資源を地域で利用できない。</p> <p>(1=M) ある程度の制限はあるが、全体的に資源を十分に入手できる。</p> <p>(2) 資源は商業的採集により損なわれず、減少しない。</p> <p>(3) 対象資源の地域での利用または地域／伝統的薬物の伝統を担う人々の採集権を推進／支援する。</p>	3 1=M	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		18	12

4.2.利益の配分

地域コミュニティおよび先住民との協定は、対象資源の保有権、アクセス権、管理の要件、資源の価値に関する適切かつ十分な知識に基づく。協定は、関与する全ての当事者に対する公正かつ公平な利益の配分を保証する。

CP 番号	管理細目 4.2 利益の配分	最高点	点数
4.2.a	<p>地域コミュニティや先住民との資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する協定：</p> <p>(0) ABSに関する協定がない。</p> <p>(1) 努力しているが、非公式な協定しか存在しない。</p> <p>(2=M：3年目から) 資源とそれに伴う伝統的知識の利用に関する公正かつ公平な協定が、書面により、相互に承認されている。完全な ABS 協定については、少なくとも準備中である。</p> <p>(3) 完全な ABS 協定が結ばれ、当事者全員により承認され、その中で、伝統的知識の保有者および地域コミュニティの代表が自由に表現した希望、彼らのニーズ、彼らが置かれている特定の状況を考慮に入れている。ABS 協定では、ABS 協定に参加していない伝統的知識の保有者の合法的利益を考慮に入れている。</p> <p>該当しない場合（監査人に対するガイダンスノートを参照）→(2)</p>	3 2=M： 3年目から	
4.2.b	<p>協定：</p> <p>(0) 全く存在しない。</p> <p>(1) 完全ではない。</p> <p>(2=M) ABSに関する関連国際法および国内法、規則、ならびに伝統的知識の保護を遵守している。</p> <p>(3) 法律上の要件を超え、一般に認知されているベストプラクティスに従っている。</p> <p>該当しない場合→ (2)</p>	3 2=M	

CP 番号	管理細目 4.2 利益の配分	最高点	点数
4.2.c	資源へのアクセス、利益の配分、伝統的知識の利用に関する協定： (0) 地域コミュニティおよび先住民（またはそのいずれか）が、明らかに反対しており、または、署名前に十分な情報を得なかったことが明らかである。 (1) 地域コミュニティはある程度の基本的情報を受け取っている。 (2=M：2年目から) 供給源のコミュニティと伝統的知識の保有者から、十分な情報に基づく 事前の情報に基づく同意(PIC) を得た上で、この知識の利用、およびその利用により生じる利益の公平な配分に関し、相互に合意する条件（MAT）が設定されている。（新たな利用には新たな PIC を必要とする） (3) 全員参加型の過程を経て作成され、関与する当事者のさまざまに異なる交渉力と法律上の能力を考慮に入れている（例えば第三者から法律上のアドバイスが提供されるなど）。 <i>該当しない場合→(2)</i>	3	2=M：2年目から
4.2.d	協定は科学的、地域、業界、その他の資源の価値に関する知識／情報源を反映する： (0) 情報がコミュニティに公表されていないことが明らかである。 (1) どちらの側にも、わずかな調査／知識しか存在しない。 (2=M：2年目から) 協定は最新情報を反映している。資源の価値に関し、関連情報が自由に、オープンに、交換されている。 (3) すべての関連情報源を完全に考慮に入れた、非常に透明性の高い協定。 <i>該当しない場合→(2)</i>	3	2=M：2年目から
4.2.e	協定が受益者によりどのように 受け取られるか ： (0) 不公正と受け取られる。 (2) 公正 と受け取られる。 (3) 非常に公正と受け取られる。 <i>該当しない場合→(2)</i>	3	
4.2.f	採集事業が地域コミュニティに与える良い影響： (0) 良い影響がなく、むしろ悪影響がある（例えば、伝統的利用を妨げている、神聖な価値を侵害している、等々）。 (1) 地域に対し、ある程度の良い影響がある。 (2) 野生から採集される製品の採集と加工は、地域経済を強化し、多角化を促す形でおこなわれる（例えば、地元での雇用創出、所有権、投資）。 (3) 地元に対して非常に良い影響を与える。	3	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		18	12

原則 5：採集者と経営者との公平な契約関係の促進

採集者に、自身の利益を代表し、フェアワイルド・プレミアムの決定に参加するために必要な仕組みが確保され、情報を入手する権利がある。採集者として特定の集団に対する差別待遇はない。

5.1. 公平な契約関係

企業と採集者との間の経済的関係は公平かつ透明であり、採集者がプレミアムの利用または価格設定の取り決めといった重要な決定に関与することを認める。

CP 番号	管理細目 5.1 公平な契約関係	最高点	点数
5.1.a	野生からの採集事業に対して売ることができる数量に関する情報： 採集者が受け取るもの： (0) 情報を受け取らない。 (2) およその数量に関する基本的情報。 (3) 採集事業から採集者へのきめ細かい連絡。	3	
5.1.b	採集者と採集事業経営者との関係： 採集者が感じること： (0) 処遇が悪い（契約関係は良くないが、容認できる）。 (2) 契約関係において、かなり良い処遇を受けている。 (3) 非常に良い処遇を受けている。	3	

CP 番号	管理細目 5.1 公平な契約関係	最高点	点数
5.1.c	採集事業は採集者との長期的な採集契約を目指している：採集者の契約は： (0) 頻繁にキャンセルされる。 (2) キャンセルする場合は必ず、正当な根拠（品質が不十分、売上の減少）を文書で示し、採集者に十分な時間的余裕を与える形で予告する。 (3) 事業は採集者と緊密な関係を結び、ほとんどの採集者が長期である。	3	
5.1.d	採集をやめる権利：採集者は、 (0) やめることができない。 (1) 公式にはやめることが許可されているが、問題に直面する。 (2) 適切で公正な期間内に、採集活動をやめることができる。	2	
5.1.e	連絡および採集者の利益の考慮：採集事業は： (0) 決定に採集者を関与させようとせず、採集者との話し合いをおこなわない。 (1) 少数の採集者との間で、価格設定および（すでに該当している場合は）意図するフェアワイルド開発プロジェクトに関し、時々、話し合う。 (2=M：2年目から) 該当するフェアワイルド関係の事柄に関し、採集者とオープンに話し合い（例えば採集者の訓練中などに）、フェアワイルド関係の主な事柄（価格、プレミアムの利用、採集者が認識すべきビジネス関係の重要な動向）について、採集者を代表して協議する採集者代表評議会を選任するよう、採集者に奨励する。 (3) 採集者との間で緊密かつ定期的な意見交換をおこなうか、または、正式な採集者組織がある。	3	2=M： 2年目から
5.1.f	採集事業との間で採集者の利益を代表し、フェアワイルド・プレミアム基金に関する決定に参加するための適切な仕組みが設けられている： (0) 民主的な仕組みがなく、採集者は全く参加しない。 (2) 採集者全員が代表者を選ぶための投票権を持ち、代表者は採集者代表評議会の一員として、採集企業との間で、価格などの採集者にとっての重要事項を協議し、フェアワイルド・プレミアム基金の決定について発言権を持つ。 (3) 非常に良い／活動的な採集者組織がある。	3	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		17	12

5.2.採集者に対する差別待遇の禁止

人種、肌の色、倫理観、宗教、性別、政治的意見に基づく採集者への差別待遇なく、女性の採集者としての登録を奨励する。

CP 番号	管理細目 5.2 採集者に対する差別待遇の禁止	最高点	点数
5.2.a	企業の社則または定款（または同様の有効に使われているガイドライン）： (0) 明らかに制限的。 (1) やや制限的。 (2=M) 人種、肌の色、宗教、性別、政治的意見、出身国、出身社会に基づき採集者集団に対してアクセスを制限しない。 (3) 恵まれない集団に対し、採集者になるよう、積極的に奨励する。	3	2=M
5.2.b	恵まれない集団（女性を除く）は： (0) 組織的に除外されている。 (2) 登録採集者として組織的に除外されない（恵まれない集団が存在するか否かを問わない）。 (3) 採集者になるよう／集団内で（代表組織、フェアワイルド・プレミアム委員会などにおいても）活発に活動するよう、積極的に奨励される。	3	
5.2.c	採集者は（社会的地位、性別、人種などを問わず）同じ条件を与えられる（契約、訓練、支払われる価格など）： (0) 契約条件が大きく異なる。 (1) 条件はやや異なるが、組織的な差別待遇の徴候はない。 (2=M：2年目から) 全員が同一の条件を与えられる。 (3) 疎外された集団に対しても、良い条件を提供するよう特に努力するか、または、その地域の状況に従い、採集者に対して全体的に非常に良い条件を提供する。	3	2=M： 2年目から

CP 番号	管理細目 5.2 採集者に対する差別待遇の禁止	最高点	点数
5.2.d	女性は： (0) 除外される。 (1) 除外しないが、存在しない。 (2) 採集者としての登録から除外されず、採集者の少なくとも一部は女性である。登録採集者の妻も会議と訓練に出席できる。 (3) 集団に参加し、集団の正規の一員になるよう、女性に対して積極的に奨励するか、または、多数の女性が登録採集者である。	3	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		12	8

原則 6：野生からの採集活動への子供の参加の制限

採集者による採集および加工は、子供の実質的な労働貢献によらずにおこなわれる。

6.1. 子供および若い採集者

子供は採集者として契約相手とならない。若い採集者は危険な仕事をしない。

CP 番号	管理細目 6.1 子供および若い採集者	最高点	点数
6.1.a	採集企業は： (0) 子供と契約している。 (2=M) 15 歳未満の子供は採集者として契約しない。 契約している場合→子供を採集者とした既存の契約を、1 年以内に責任を持って廃止し、いかなる時点でも、引き受ける仕事が、子供の健康と安全に対して危険がなく、子供の発育を妨げないようにするための計画を提出しなければならない。	2 2=M	
6.1.b	採集企業が 15～18 歳の若い採集者と契約する場合： (0) 若い採集者は危険な仕事をする／監督されない。 (2=M：2 年目から) 採集活動が、若い採集者の健康と安全に対し、危険を及ぼすことがなく、発育を妨げないよう、企業は注意深く監督する。	2 2=M： 2 年目 から	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		4	4

6.2. 採集作業のために子供と契約する採集者

採集者は採集または加工を補助する労働者として子供と契約しない。

CP 番号	管理細目 6.2 採集作業のために子供と契約する採集者	最高点	点数
6.2.a	採集者により労働者／手伝いとして雇われる 12 歳未満の子供（採集で親の手伝いをする子供を含まない - 6.3 を参照）： (0) 時々、12 歳未満の子供を労働者として契約する。 (2=M) 12 歳未満の子供は、採集または加工活動を手伝うために、採集者と契約しない。 それでもなお、雇われる児童労働者がいる場合→事業は責任を持って児童労働を減らし、廃止するための計画を提出しなければならない。子供は危険性のない仕事のみをすること。	2 2=M	

CP 番号	管理細目 6.2 採集作業のために子供と契約する採集者	最高点	点数
6.2.b	採集者により労働者／手伝いとして雇われる 12～15 歳の子供： この年齢層の子供は、 (0) かなりの量の仕事を。 (2=M：2 年目から) 小遣い稼ぎに時々働く場合は、学校の授業時間以外の時間に、 軽い、危険性のない仕事のみ をする。1 日 2 時間程度以下とする。 この年齢層の子供が危険な仕事をする場合→状況の是正を計画し、子供は危険な仕事を続け けない。 (3) 採集者により契約される子供はいない。	3 2=M： 2 年目 から	
6.2.c	採集者により労働者／手伝いとして雇われる若い労働者（15～18 歳）： (0) 健康と安全に対して危険であり、発育を妨げる可能性がある仕事に携わる。 (2=M) そのような仕事に携わらないか、または、そのような労働者はいない。 いる場合は→改善計画が必要。	2 2=M	
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		7	6

6.3.親を手伝って採集する子供

子供はきわめて限定的な採集作業を、監督の下でのみおこなう。

CP 番号	管理細目 6.3 親を手伝って採集する子供	最高点	点数
6.3.a	採集または家内加工で親を手伝う 12 歳未満の子供：12 歳未満の子供は、 (0) 大量の仕事を。 (1) 1 日 2 時間以上、かなりの仕事を。 (2=M：2 年目から) ごく軽い、危険性のない、採集関係の仕事 を、常に 1 日約 2 時間未満、 親の監督の下でおこない、仕事が就学を妨げない。 (3) 12 歳未満の子供は採集活動を全く手伝わず、児童労働問題および教育の必要性に関する 意識が高い。 それでもなお 12 歳未満の子供がかなりの仕事または危険な作業をおこなっている場合は、状 況を個別に評価する必要がある。→事業は採集者と共に、危険な活動を中止し、児童労働を 徐々に減らし／廃止し、学校への出席率を改善するための適切な計画を立案しなければなら ない。進捗状況を毎年実証する必要がある。	3 2=M： 2 年目 から	
6.3.b	親を手伝う 12～15 歳の子供： (0) ごく普通であり、子供は 1 日数時間働く。 (1) 一部の採集者で時々おこなわれる。 (2=M：2 年目から) 長時間の仕事 （学校がある日は 1 日 3 時間以上、休日は約 7 時間以上） はせず、危険性がなく、年齢にふさわしい仕事をする。 (3) 12～15 歳の子供は、定期的な採集または加工の仕事を手伝わず（ただし、仕事を 学ぶために、特定の活動に同行することがある）、児童労働問題および教育の必要性に 関する意識が高い。 その年齢の子供がかなりの量の仕事や危険な仕事をする場合は、6.3.a のコメントを参照。	3 2=M： 2 年目 から	
6.3.c	採集や加工で家族を手伝う若い人（15～17 歳）： (0) 健康と安全に対して危険であり、発育を妨げる可能性がある仕事に携わる。 (2) そのような仕事に携わらないか、または、親を手伝わない。	2	
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		8	6

原則 7：採集者とそのコミュニティの利益の確保

取引の仲介段階は最低限に抑え、採集した商品に対する公正な価格を採集者に保証し、コミュニティの社会の発展はフェアワイルド・プレミアム基金の財源を通じて支援される。

7.1.公正な価格設定および採集者への支払い

採集事業は、透明な費用計算を必要条件とし、価格決定に採集者を関与させ、取引経路を短く保ち、採集者への時宜にかなった支払いをおこなうことにより、採集者へ長期的に公正な価格が支払われることを確保する。

CP 番号	管理細目 7.1 公正な価格設定および採集者への支払い	最高点	点数
7.1.a	<p>原価計算方式：事業は：</p> <p>(0) 原価計算をおこなわない。 (1) 明確な原価計算をおこなっていないが、必要な費用に関する基本的な知識がある。 (2=M：3年目から) 少なくとも基本的な原価計算をおこなっている。この原価計算には、採集費、採集者に支払う価格、仕入・加工費、諸経費、利益に加え、販売価格管理、資源評価、持続的資源管理/モニタリング活動を含む。 (3) 優れた原価計算分析。</p>	3	2=M： 3年目から
7.1.b	<p>原価計算・価格設定方式の透明性：企業は、採集者に支払う価格に関するオープンな話し合いを可能にするために、原価計算・価格設定方式に関する情報を（例えば採集者代表組織などに）：</p> <p>(0) 与えない。 (1) わずかな情報しか与えない。 (2) 十分な基本的情報を与える。 (3) 非常に詳細な情報を与える。</p>	3	
7.1.c	<p>採集者への支払いは：</p> <p>(0) おこなわれない/大幅に遅れるか、または現物支給（例えば、肥料を水増しした価格で）の場合がある。 (1) かなり不規則/不確実なタイミングでおこなわれる。 (2=M) 協定通りに、確実に、遅滞なくおこなわれる。 (3) 一部を前払いし（20%以上）、残額を予定通りに支払う。</p> <p>最初の認証→将来に予定通りに支払う明確な計画/協定があればOK。</p>	3	2=M
7.1.d	<p>フェアワイルド認証品としての製品の販売後ただちに、採集者はフェアワイルド認証製品に対する、より高い価格を受け取る（従来の野生から採集した製品に対するベースライン価格に上乗せしたフェアワイルド原料売価）：</p> <p>(0) 時々、地元の標準的な価格よりも低いことさえある。 (1) ほぼ同レベルの価格。 (2=M：2年目から、またはフェアワイルドとしての販売後ただちに)：採集者が余計に手間をかけた代償として十分な、より高い価格として、その地域で従来の方法で採集された同じ製品よりも5%程度以上高い価格が支払われる。 (3) 普通よりもはるかに高い価格（約10%以上）。</p> <p>最初の認証→そのような価格が計画されている場合 (2) あるいは、フェアワイルド販売の最初の3年間、フェアワイルド認証製品に関する5%高い採集者からの購入価格を、実際のフェアワイルド売上高に基づき遡って計算し、その製品の採集者全員に均等に配分することができる。 フェアワイルド販売がおこなわれない場合→(2)</p>	3	2=M： 2年目から
7.1.e	<p>採集者に支払われる価格：</p> <p>(0) 支払われる価格が真の原価よりも低いことは明らかであり、採集者はその地域の貧困基準以下の生活をしている。 (2=M：3年目から) 価格は、家族の最低限のニーズを十分に満たす収入を提供する。 採集がパートタイムのみの場合は、採集に費やす時間を按分して査定すること。3年目になっても、まだ標準に達しない場合、企業はフェアワイルドの購入者と協力し、採集者の収入を徐々に改善する。 (3) 価格は最低賃金収入を上回る収入を提供するレベルであるか、または、採集プロジェクトが唯一の収入源である地域では、収入を提供する。</p>	3	2=M： 3年目から

CP 番号	管理細目 7.1 公正な価格設定および採集者への支払い	最高点	点数
7.1.f	単一の製品 （または、ごく限られた製品群）に対する採集者の依存が、深刻な経済的問題である場合、採集企業は、製品の多様化を推進するために： <ol style="list-style-type: none"> (0) 努力しない。 (1) ある程度の努力をする。 (2) 妥当な程度の努力をする。 (3) 並はずれた努力をする。該当しない場合→ (3) 	3	
7.1.g	採集システム （実際に採集をおこなう個人または家族の）には： <ol style="list-style-type: none"> (0) 複数の不必要な仲介業者が関与する。 (1) 非効率的な仲介業者が関与する。 (2) 効率的な仲介業者のみが関与する。 	2	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		20	14

7.2.フェアワイルド・プレミアムの利用と管理

フェアワイルド・プレミアムが受け取られたらすぐに、透明性をもって管理され、その基金の用途に関する決定は、説明できる方法で採集者の組織、採集者を代表する委員会、または指名された関係者の混成によるフェアワイルド・プレミアム理事会によりおこなわれる。

フェアワイルド・プレミアム基金に関するガイダンス

フェアワイルド・プレミアムは採集者／採集者の組合に対して支払われ、持続可能な野生からの採集から、製造、それぞれの完成品の販売に至るまでの、採集者およびサプライチェーンの他の関係者全員による努力を反映する。採集事業経営者は、個別の採集者の売値に10%をプレミアムとして上乘せし、サプライチェーンの次のパートナー（収集センター、取引業者、企業）により、その価格が支払われる。

交渉の結果、低いプレミアムが決定した場合、このフェアワイルド・プレミアムによる適切な社会的影響を正当化し、実証する文書を作成する必要がある。例えば、価格が最近5年間の平均価格よりもはるかに高いという理由、または、非常に高価な製品の場合、すでに採集者に対して高収入を提供しているという理由などが、これに該当する。

このフェアワイルド・プレミアムは、採集者のコミュニティにおける社会開発プロジェクトを意図している（それを目的として、採集者のプレミアム分は、採集者集団が管理する社会開発基金にプールされる）。認証の最初の5年間、それは採集の持続可能性の改善に使われる場合もある。

採集者に支払われるプレミアムは、インボイスまたは販売契約に記載しなければならない。

CP 番号	管理細目 7.2 フェアワイルド・プレミアムの利用と管理	最高点	点数
7.2.a	フェアワイルド・プレミアムの利用の決定方法： <ol style="list-style-type: none"> (0) 明確または民主的な意思決定過程なしに決められる。 (1) 採集事業の経営陣が決定する。 (2=M：2年目から) 採集者の集会で決定する。 	2	
7.2.b	プレミアムの利用に関する情報の採集者への提供： 採集者が直接決定をおこなわない場合： <ol style="list-style-type: none"> (0) 採集者から要求があっても、情報を提供しない。 (1) 少数の採集者に情報を提供する。 (2) 前シーズンのプレミアム基金の利用に関し、採集者全員に情報を提供し（例えば、仕入センターに情報を掲示するなど）、採集者の間で懸念があれば、プレミアム基金の利用に関する次の決定で考慮されるよう、問題を提起する機会を与える。 (3) 将来の利用について採集者が決定する。 	3	

CP 番号	管理細目 7.2 フェアワイルド・プレミアムの利用と管理	最高点	点数
7.2.c	フェアワイルド・プレミアムの管理：受け取ったすべてのプレミアム基金は： (0) 実際の管理はおこなわれず、利用は記録されない。 (1) ある程度の管理がおこなわれるが、記録は不完全である。 (2=M) 責任を持って管理され、すべての利用がきちんと記録される。 (3) 優れた基金の組織と管理。	3 2=M	
7.2.d	プレミアム基金委員会または採集事業が： (0) 報告書を作成しない。 (1) 活動の一部に関して報告を作成するが、不完全である。 (2) 毎年、基金から資金調達したすべての活動に関する短い報告書（詳細な経費を含む）を作成する。 (3) 基金から資金調達した活動の社会的・生態学的影響の分析を盛り込んだ詳細な報告書を作成する。	3	
7.2.e	基金から支払われる使用済経費の記録は：基金の年次報告書で報告される使用額および活動と (0) 一致しない。 (1) やや不備がある。 (2) 十分に一致する。 (3) 非常に良い記録で、追跡しやすい。	3	
7.2.f	フェアワイルド・プレミアムの利用： (0) 個人的な流用、資金を「紛失」、等々。 (1=M：1年目と2年目に) 主に、持続可能な採集の実践、ビジネスの統合、投資に利用。 (2=M：3年目から) 社会的プロジェクトまたは（最初の5年間）持続可能な採集の改善、またはプレミアム委員会と合意した保全プロジェクトに利用。 (3) 社会開発プロジェクトのみに利用。	3 1=M： 1年目と 2年目に 2=M： 3年目 から	
7.2.g	フェアワイルド・プレミアムの利用による社会的影響： (0) プレミアムを受け取ったが、特に社会的影響がない。 (2) 良い社会的影響（受け取った金額に対して期待できる程度の）。 (3) 大きな社会的影響。	3	
7.2.h	コミュニティの参加 - 自主的取り組みに対する追加点：地域コミュニティの社会的参加またはプレミアム基金の利用に加え、野生からの採集事業により資金提供／実施されたコミュニティ・プロジェクト - 取り組みの内容に従い、 (0) から(3) に格付けする。 下にコメントを記入すること。標準要件なし。	(3)	
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		23	14

原則 8：採集事業で働くすべての労働者の公正な労働条件の確保

採集事業は野生からの採集事業におけるすべての労働者の良好な労働条件を確保する。

以下の基準と指標は野生からの採集事業の職員全員に適用される。職員には現地／監督担当職員、仕入担当職員、加工または梱包部門の労働者が含まれ、下請けのフェアワイルド仕入センターも含む。

8.1.野生からの採集事業の職員の基本的な労働者の権利

野生からの採集事業は、すべての労働者の基本的な人的価値および仕事上の基本的権利を尊重する。

CP 番号	管理細目 8.1 野生からの採集事業の職員の基本的な労働者の権利	最高点	点数
8.1.a	強制労働： (0) 証拠がある。 (2=M) 強制労働の徴候はなく、企業は社員の身分証または預金を押さえておらず、妥当な時間的余裕を与えて予告した後、労働者が離職することを制限しない。	2 2=M	

CP 番号	管理細目 8.1 野生からの採集事業の職員の基本的な労働者の権利	最高点	点数	
8.1.b	労働者の連帯活動と団体交渉： (0) 明らかに許可されていない。 (2=M：2年目から) 労働者の連帯または組合活動が許可され、組合員に対する差別待遇がない。 (3) 労働者は組合を作っているか、または、集団として有効に組織化／交渉する。	3 2=M： 2年目 から		
8.1.c	雇用／契約される児童労働者（15歳未満）： (0) 子供の雇用／契約をおこなっている。 (2=M) 15歳未満の子供は、労働者として契約されない。 <i>それでもなお児童労働者がある場合→フェアワイルド・フェアトレード・ガイドスマニュアルで責任をのめる児童労働の段階的廃止と、働いている間の子供の保護に関する要件を参照。</i>	2 2=M		
8.1.d	労働者の子供が親を手伝う場合： (0) 子供はかなりの量の手伝いをする。 (2=M：2年目から) 子供は労働者の職務を手伝わない。それでもなお親を手伝う子供がいる場合、その仕事は子供の健康や福祉に害がないものとし、1年以内に状況を是正する方法に関する計画を提出する。 (3) 労働者の子供のための保育施設または支援。該当しない場合→(2)	3 2=M： 2年目 から		
8.1.e	若い労働者（15～18歳）は： 健康または安全に対して危険な仕事や、発育を妨げるような仕事に (0) 携わる。 (2=M：2年目から) 携わらない。労働時間は通勤時間と就学時間を含めて10時間を超えず、十分な休憩時間を提供する。該当しない場合→(2)	2 2=M： 2年目 から		
8.1.f	性別、人種、カースト、出身、宗教に基づく 報酬に関する差別待遇（等級、除外、優遇）： (0) 証拠がある。 (2=M：2年目から) 報酬に関して労働者の組織的な差別待遇の徴候はない。 (3) 雇用者が労働者間の相互の尊重と調和を積極的に推進するか、または社則で差別待遇を禁じる。	3 2=M： 2年目 から		
8.1.g	機会（雇用、訓練、昇進）に関する差別待遇： (0) 証拠がある。 (2) 機会に関して労働者の組織的な差別待遇の徴候はない。妊婦は解雇されない。 (3) 恵まれない集団に対して特別な雇用機会を与えるか、または、被差別待遇集団と考えられる集団に良い地位を与える。	3		
8.1.h	差別的小および強制的な振る舞い： 仕草、言葉、性的強制を意味する身体的接触、脅し、ののしり、搾取的などの差別的な振る舞いの (0) 明らかな証拠がある。 (1) ある程度の徴候がある。 (2) 徴候がない。 (3) そのような失礼な振る舞いを社則で明確に非難し、監視する。	3		
8.1.i	懲戒手法が： (0) 人の尊厳を冒すか、または透明ではない。 (2) 人の尊厳を冒さず、公正であり、透明な形でおこなわれる。体罰を加えず、労働者の同意なしに賃金を差し引かない。 (3) 雇用者と労働者の間に非常に良い関係が築かれている。重大な懲戒処分を加える必要がない。	3		
合計		最高点	標準 合計点	点数
最高点／標準合計点／点数		24	18	

8.2.野生からの採集事業の職員の安全な労働環境

この業界および特有の危険性についての常識的な知識を念頭に置き、安全かつ衛生的な労働環境が提供される。

講じた対策が安全な労働環境を保証するために十分であるかどうかを評価するために、リスクに基づくアプローチが使われる。すなわち、労働者が多い大規模な工場、または特に有害な加工活動は、小規模でリスクが低い事業よりも高度な手順と安全対策を導入することが期待される。

CP 番号	管理細目 8.2 野生からの採集事業の職員の安全な労働環境	最高点	点数
8.2.a	加工機械および設備： (0) 安全ではない／危険な状態。 (1) 危険ではないが、安全性が低い部分がある。 (2=M) 労働者にとり十分に安全で、深刻な労働災害はない。 安全性に問題がある場合→改善計画を作る。 (3) 非常に安全であり、職場を可能な限り安全にするために特別に努力している。	3 2=M	
8.2.b	化学物質、騒音、粉塵、光からの十分な身体の保護： (0) 必要であるが保護されていない。 (1=M：2年目から) 許容できる状態で提供され、労働者は使用法に関する訓練を受けている。 (2) 提供され、維持され、有効に実践されている。 (3) 保護のための高水準の努力、または、リスクが全くない。	3 1=M： 2年目 から	
8.2.c	十分な光と換気： (0) 非常に悪い。 (2) 地元の基準に照らして十分。 (3) 非常に良い。	3	
8.2.d	地元の基準に従う飲料水と十分なトイレ設備の利用： (0) 簡単に利用できない。 (1) 利用できるが、水は有料。 (2) 便利に利用でき、無料。 (3) 他の飲み物（茶、コーヒーなど）も無料で提供。	3	
8.2.e	安全性に関する主なリスクと安全な労働手法の労働者への伝達： (0) 伝達されていない。 (1) 労働者は存在するリスクを曖昧に認識している。 (2) 労働者は十分な訓練を受けているか、または安全性のリスクがない。 (3) 労働者は健康と安全性に関して十分な情報を提供され、訓練を受けている。	3	
8.2.f	妊婦または授乳中の女性、その他のリスク集団が： (0) 潜在的に有害な仕事に携わっている。 (2=M) 潜在的に有害な仕事から除外されている。 まだ達成していない場合→6ヶ月以内に状況を改善することを約束する宣言。	2 2=M	
8.2.g	緊急時の対応手順： (0) 導入されておらず、全く知られていない。 (2) 全職員が知っている（書面にまとめているか否かを問わない）。 (3) 安全手順がきちんと書面にまとめられ、安全標識がある。	3	
8.2.h	非常口： (0) 非常時の避難が不可能。 (2=M) 出口がふさがれておらず、十分である。非常時の迅速で安全な避難が常に可能である。 (3) 非常に良い安全教育と高い意識。 まだ達成していない場合→6ヶ月以内に状況を改善することを約束する宣言。	2 2=M	
8.2.i	消防設備： (0) 用意がない。 (1) 状態が悪い／設備を使えない。 (2=M：2年目から) 十分であり、機能する。事業の規模に対して十分である。 (3) 定期的に防火避難訓練を実施し、設備が定期的にテストされている。	3 2=M： 2年目 から	

CP 番号	管理細目 8.2 野生からの採集事業の職員の安全な労働環境	最高点	点数
8.2.j	応急手当設備： (0) 設備の用意がない。 (1) 設備が不完全。 (2) 十分な基本的応急手当設備（起きる可能性がある労働災害の必要性に応じて）。 (3) 優れた応急手当設備と緊急医療体制。	3	
8.2.k	職場での実際の安全性に関する状況と事故： (0) 過去 2 年間に数件の事故、または深刻な事故。 (1=M) 軽い事故または時折の負傷のみで、適切な事後対応と改善対策が講じられる。 (2) 大きな労働災害または労働関連の健康問題がない。 (3) 予防策と安全性に重点を置いている。 <i>まだ M を達成していない場合→改善計画</i>	3 1=M	
8.2.l	職場での事故と仕事に関する病気の記録： (0) 記録がない。 (1) 基本的／不完全な記録。 (2) 完全な記録。 (3) 完全な記録と分析および改善策、または、過去 3 年間に事故／病気がない。	3	
8.2.m	労働者に宿泊設備を提供する場合： (0) 容認できないレベル。劣悪な状態。 (1=M) 容認できるが、かなり低いレベル。 (2) 地元の基準に照らして十分かつ安全であり、費用も妥当である。 (3) 普通または割引料金で、非常に良い宿泊設備を利用できる。 <i>該当しない場合→ (2)</i>	3 1=M : 2年目 から	
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		37	26

8.3.野生からの採集事業の職員の公平な雇用条件

野生からの採集事業は社会的に責任ある雇用者として行動し、良好な雇用条件を提供する。

CP 番号	管理細目 8.3 野生からの採集事業の職員の公平な雇用条件	最高点	点数
8.3.a	常雇用労働者に関して定められた雇用条件：役職、賃金、諸手当（支給する場合）、労働時間、休暇、住宅（支給する場合）： (0) 雇用条件が、口頭によってさえ定められていない。 (1=M：2年目から) 必ずしも書面によるものではないが、条件が明確に定められ、労働者がそれを把握している。 (2) 契約書、労働者の正式の登録、または雇用マニュアルにより、労働者に雇用条件を伝達する。 (3) 良好な契約システム。 <i>常雇用労働者（1年に8ヶ月以上働く）がいない場合→ (2)</i>	3 1=M : 2年目 から	
8.3.b	臨時雇用／一時雇用の労働者に関して定められた雇用条件： (0) 雇用条件が、口頭によってさえ定められていない。 (1=M：2年目から) 必ずしも書面によるものではないが、賃金と労働時間が明確に定められ、労働者がそれを把握している。 (2) 契約、労働者の正式な登録、または他の書類により、少なくとも賃金と労働時間を労働者に伝達する。 (3) 良好な契約。	3 1=M : 2年目 から	
8.3.c	常雇用労働者の賃金： (0) 地元の平均よりも低い。 (1) 地元の平均。 (2=M) 適用可能な最低賃金以上⁴または地元で一般的な賃金（最低賃金が定められていない場合）。そうでない場合は改善計画。 (3) 地元の平均以上を支払う（諸手当を支給する場合は諸手当を含む）。 <i>該当しない場合→ (2)</i>	3 2=M	

⁴ 生産量あたりの報酬を支払う場合は、残業を含まない平均的な1日の労働収入を計算する。

CP 番号	管理細目 8.3 野生からの採集事業の職員の公平な雇用条件	最高点	点数
8.3.d	<p>臨時雇用または一時雇用の労働者の賃金：</p> <p>(0) 地元の平均よりも低い。 (1) 地元の平均。 (2=M：2年目から) 適用可能な最低賃金、または定められていない場合は地元で一般的な賃金。 そうでない場合→改善計画。 (3) 地元で一般的な賃金以上を支払う（諸手当を支給する場合は諸手当を含む）。 生産量あたりの報酬を支払う場合は、残業を含まない平均的な1日の労働収入を計算する。</p> <p>臨時雇用／一時雇用の労働者がいない場合→(3)</p>	3	2=M： 2年目 から
8.3.e	<p>支払われる賃金は、労働者と家族の最低限のニーズを満たすために：</p> <p>(0) 十分ではない。 (1) ほぼ／ちょうど十分。 (2=M：3年目から) 最低限のニーズを満たすために十分。 3年後にまだ条件を満たしていない場合は、状況改善のためにフェアワイルドの購入者と共同でおこなう対策の進捗状況を証明する必要がある。 (3) 比較的高く（雇用者が支払う平均ボーナスと社会保険を含む）、地元の基準に照らし、良好な生活水準が確保される。</p>	3	2=M： 3年目 から
8.3.f	<p>研修時間、機械の停止による損失時間、その他の労働者がコントロールできない出来事：</p> <p>(0) 報酬を支払わない。 (2) 通常の賃金を支払う。 (3) 労働者がコントロールできない非生産時間に対する支払いについて、非常に寛大である。</p>	3	
8.3.g	<p>労働者全員に対する遅滞のない支払い：</p> <p>(0) おこなわれぬか、または不当に遅れる。 (1=M：2年目から) 妥当な程度に予定通りに支払われ、些細な遅延があるのみである。 (2) 定期的に、合意された日付に支払われる。 (3) 常に予定通りに支払われ、賃金は地元の一般的な賃金を上回る。</p>	3	1=M： 2年目 から
8.3.h	<p>すべての支払いの記録：</p> <p>(0) 支払いは記録されない。 (1) 記録に不備がある。 (2=M：2年目から) 支払は適切に記録され、労働者に与えられる給与明細書には、その給与期間の賃金の明細が記入されている。 (3) 非常に良い記録。</p> <p>まだMを達成していない場合→改善の約束を宣言し、新たな記録のサンプルを提出する。</p>	3	2=M： 2年目 から
8.3.i	<p>常雇用労働者の1週間の労働時間と休日日数は、国の労働法規または一般に受け入れられている労働条件と比較して、通常：</p> <p>(0) 労働時間がはるかに長い。 (1) 労働時間がやや長い。 (2) 週の労働時間は国の労働法規と一致し、標準的な労働時間は週48時間未満、7日間につき1日以上以上の休日がある。 (3) 週の労働時間は法律で定められた最長時間よりも短いか、または、労働時間は週42時間未満である。あるいは、労働者に対して待遇の良い、柔軟な労働時間である。</p>	3	
8.3.j	<p>超過勤務：</p> <p>(0) 完全に雇用者の裁量による／非常に不規則。 (1) 必要なときにいつでも。年間6週間以上。 (2) 義務ではないか、またはピーク期間中（年間6週間未満）に、事前に労働者の同意を得て、最大労働時間を上限として、義務とする。労働者は現状に満足している。 (3) 労働者に対して非常に待遇の良い超過勤務時間制度（非常に少ない／柔軟な超過勤務時間）。</p>	3	
8.3.k	<p>週の最大労働時間（超過勤務時間を含む）：</p> <p>(0) 週60時間をはるかに超える。 (2=M：2年目から) 週60時間を超えない⁵。 (3) 週46時間以下。</p>	3	2=M： 2年目 から

⁵例外的な場合として、超過勤務に関する良い協定があり、十分な休養期間が与えられる限り、労働時間を1ヶ月の平均としてもよい。季節限定の加工施設では、加工する植物が一定期間のみ入手可能になるため、次のような状態でもMを達成したものと見なす：短いピーク期間（年間6週間まで）に限り、60時間以上。ただし、事前に労働者が同意し、常に自由意志でおこなわれ、十分な休日（7日間につき1日）と休憩時間を与えること。

CP 番号	管理細目 8.3 野生からの採集事業の職員の公平な雇用条件	最高点	点数
8.3.l	超過勤務に対する報酬： (0) 余分な報酬はない。 (2) その地域の法律に従い報酬を支払う。少なくとも余分な報酬を支払うか、または時間給にする。 (3) 割増賃金を支払うか (法律により義務づけられる場合でも→(3) 割増賃金を支払う場合)、または超過勤務がない。	3	
8.3.m	有給休暇： (0) 有給休暇／休日はない。 (2) 法の定めに従い、公休日と有給休暇を与える。 (3) 寛大な有給休暇と病欠日数。	3	
8.3.n	労働時間と超過勤務の記録は： (0) 信頼できない／存在しない。 (1) 存在するが、あまり良くない。 (2) 十分。 (3) 良い。	3	
8.3.o	年金基金／積立基金に関する基本補償： (0) 全くない。 (2=M：2年目から) 法律上の義務に従う（多くの場合、常雇用労働者に対してのみ）。 <i>そうでない場合→是正のための計画。</i> (3) 法律上の義務よりも良いか、または、労働者全員のために、雇用者が十分な積立をおこなう（法的に義務づけられているか否かを問わない）。	3	2=M： 2年目 から
8.3.p	出産のための基本補償： (0) 全くない。 (1) ある程度の努力をしているが、まだ不十分。 (2) 法律による義務づけに従い、常雇用労働者に対する基本手当として支給。 (3) 労働者全員に対して補償が支払われるか、または常雇用労働者に対し、義務づけよりも高水準の補償、または、12週間以上。	3	
8.3.q	労働者の健康保険（法定のものとは別に）： (0) 健康保険はなく、仕事に関係しない病気の場合、雇用者からの援助は最小限。 (2) 少なくとも、常雇用労働者に対する基礎医療保険。 (3) 労働者全員に対して補償が支払われるか、または普通よりも高水準の補償。および、雇用者が保険料の一部を負担。	3	
8.3.r	有給病欠： (0) 有給の病欠は認められない。 (1) 時々、法律により義務づけられた有給の病欠が認められるが、保証はない。 (2) その地域の法律に従い、有給の病欠が認められる。 (3) 法律上の義務よりも良い補償。1年に最低10日の有給病欠日数。	3	
8.3.s	追加の社会的便宜（自主的取り組みに対する追加点）： その他の社会的便宜。例えば、無償保育、失業保険、生命保険、個人年金基金、個人医療保険、教育基金など→追加の社会的便宜（上記の標準以外）に (0)から(3)までの点数をつける。 <i>標準要件なし。</i>	(3)	
8.3.t	常勤労働者の常雇用（基本的に年間を通じて働く）： (0) 常勤労働者は常雇用労働者の地位を持たない。 (2) 常勤労働者は、常勤の仕事、社会保障、病欠／有給休暇を取る資格など、常雇用労働者のすべての手当がついて雇用される。給与または日払い賃金の形で報酬を受け取る。 (3) 常勤の常雇用労働者のみ、または、他の同等の企業と比較し、常勤雇用を提供するために特別に努力する。	3	
8.3.u	常雇用労働者と臨時労働者の賃金格差： 常雇用労働者と臨時労働者の間の（同じ価値の仕事に対し） (0) 差が大きい。 (1) ある程度の差がある。 (2) ほとんどない。 (3) 差はない。 <i>臨時労働者のみの場合→(3)</i>	3	

CP 番号	管理細目 8.3 野生からの採集事業の職員の公平な雇用条件	最高点	点数
8.3.v	仕事を下請に出す場合、下請契約者の労働条件は：同等の仕事に対して直接契約した労働者と比較し： (0) はるかに低い。 (1) やや低い。 (2) 基本的に同一。 (3) 同一であり、協定およびモニタリング（またはそのどちらか）により、一貫して確保される。	3	

合計	最高点	標準合計点	点数
最高点／標準合計点／点数		66	42

原則 9：責任ある管理手法の適用

対象種の野生からの採集は、*順応性があり実際の参加型の、透明性のある管理手法に基づく。*

9.1.種／地域管理計画

種／地域管理計画は、順応性、実際の管理手順および良好な採集の手法を定義する。

CP 番号	管理細目 9.1 種／地域管理計画	最高点	点数
9.1.a	フェアワイルド基準に従う持続可能な野生からの採集のための管理計画： (0) 管理計画書はない。 (1) 非常に初歩的な管理計画。 (2=M：3年目から) 採集状況に合わせた基本的な管理計画書がある。 (3) よく整備された管理計画。	3 2=M： 3年目 から	
9.1.b	採集管理者と責任がある職員による管理計画の知識： (0) 職員は管理計画について全く知識がない。 (2=M：3年目から) 管理計画を熟知している。 (3) 優れた知識があり、管理計画の立案に積極的に寄与した。	3 2=M： 3年目 から	
9.1.c	管理計画（及び関連する書類）は植物と生育地の保全戦略を含む： (0) 全く取り上げていない。 (1) 基本情報を含む。 (2) 十分に詳細で、重複または隣接する保護地域を含む。 (3) 非常に良い。	3	
9.1.d	管理計画（及び関連する書類）は内部の製品品質基準（最低限の製品品質と衛生上の要件）を含む： (0) 全く取り上げていない。 (1) 基本情報を含む。 (2) 十分に詳細である。 (3) 非常に良い。	3	
9.1.e	フェアワイルド基準で必要とされる持続可能な採集のために定められた主な手順（資源のモニタリング、採集手法による影響の分析、採集者からの仕入れ）： (0) 全く取り上げられていない。不明。 (1=M：1年目と2年目に) 基本情報、または手順はわかっているが、書面にまとめられていない。 (2=M：3年目から) 管理計画書または関連書類に手順が記載され、採集する植物のリスクの水準に対して十分である。 (3) 非常に良い。	3 1=M： 1年目と 2年目に 2=M： 3年目 から	

CP 番号	管理細目 9.1 種／地域管理計画	最高点	点数	
9.1.f	<p>管理計画（及び関連する書類）は、フェアワイルド基準の社会的要素とフェアトレードの要素を実践するために必要な主な方針と手順を含む（フェアワイルド・プレミアムの管理とプレミアムの利用に関する決定、採集者の関与、児童労働問題に関する採集者の意識向上、必要であれば、公正な労働条件のモニタリング）：</p> <p>(0) 全く取り上げられていない。不明である。 (1) 基本情報、または手順が計画されているが、書面にまとめられていない。 (2=M：3年目から) 手順をまとめた書類が、組織の規模と直面する社会問題に対して十分である。 (3) 非常に良い。</p>	3	2=M： 3年目 から	
9.1.g	<p>管理計画の中で、適切な資源管理当局が作成し、その採集地域に言及した他の管理計画を考慮に入れる：</p> <p>(0) 既存の計画を考慮に入れていない。 (2) 既存の計画が知られており、管理計画の中で要約され、考察されているか、または、そのような他の管理計画が存在しない。 (3) 資源管理当局と密接に協力しようとする顕著な努力。</p> <p>該当しない場合→ (2)</p> <p>高リスク種→追加指標 9.1.h および 9.1.i (第II部) を参照</p>	3		
合計		最高点	標準 合計点	点数
最高点／標準合計点／点数		21	14	

9.2.資源調査、評価、モニタリング

野生からの採集の管理は、十分かつ実地的な資源調査、評価、採集による影響のモニタリングにより支持される。

CP 番号	管理細目 9.2.資源調査、評価、モニタリング	最高点	点数	
9.2.a	<p>対象資源と生育地の評価および定期モニタリングが実施され、文書化され、管理計画に盛り込まれる：</p> <p>(0) 評価が実施されず、モニタリングの予定はない。 (1) 簡単／非公式の評価が実施されるが、手順書も詳細な記録もない。 (2=M：2年目から) 定められた十分な手順によりおこなわれ、結果が記録される。 (3) 高度なシステムがある。</p> <p>高リスク種→追加指標 9.2.a (第II部) を参照</p>	3	2=M： 2年目 から	
9.2.b	<p>再生調査で記録された個体群のサイズ、分布、構成（年齢／サイズ等級分布）がベースライン値と同等を維持しているか、またはそれを超え、健全な個体群を反映している：</p> <p>(0) 明らかに個体数が減少している。 (1) データがやや不明確であり、個体数はやや減少している可能性がある。 (2=M：3年目から) 個体群は安定している。 (3) 増加の傾向がある。</p> <p>最初の認証→ (2)</p>	3	2=M： 3年目 から	
9.2.c	<p>再現性があり、比較できる調査法による管理地域内の対象種の定期的再生調査：</p> <p>(0) 実施しない。 (1) 最低限の調査／モニタリングが実施される。 (2) 調査が実施され、文書にまとめられる。 (3) 詳細な調査が実施される。</p> <p>最初の認証：計画されている場合→(2)</p>	3		

CP 番号	管理細目 9.2.資源調査、評価、モニタリング	最高点	点数
9.2.d	管理地域内の定期的なモニタリングにより、対象資源／植物部分の入手可能性、持続可能性、品質が安定を維持しているか、または上昇していることを確認する： (0) 明らかな悪影響がある。 (1) データがやや不明瞭であるが、おそらくやや不安定である。 (2) 資源の入手可能性、持続可能性、品質は安定している。 (3) 良い傾向にある。 最初の認証→ (2)	3 2=M： 3年目 から	
9.2.e	資源調査、評価、モニタリングは、採集者／現場管理者の妥当な（現状の、または達成可能な）実施能力の範囲内である道具と手順を使い実施される： (0) 評価をおこなわないか、または、評価能力が非常に低い。 (1) 方法が職員の理解力をやや超えているか、または、道具と手順のレベルが低すぎる。 (2) 職員にとり実用的で十分な方法でおこなわれる。 監査人のための注意：一部の種については、十分な結果を確実に出すために、かなりの専門知識を外部に求める必要がある。コメントには、この必要性に関する評価も含めること。 (3) 良質な方法でおこなわれる。	3	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		15	10

9.3.採集者による持続可能な採集のための対策の実施

野生からの採集事業者は、訓練を受けた能力のある採集者のみが対象資源を採集するよう確認し、該当する採集方法指示を採集者が有効な形で施行するよう監視する。

CP 番号	管理細目 9.23 採集者による持続可能な採集のための対策の実施	最高点	点数
9.3.a	採集者全員が十分な訓練を受けており、採集の規則を知っていることを確実にするために、採集者の登録簿を利用できる： (0) 登録簿がない。 (1) 不完全な登録簿。 (2=M：2年目から) 氏名、コード番号、住所／村落を記入した十分に完全な登録簿がある。 (3) 採集に活発に参加する家族の氏名も記入した、良い登録簿がある。	3 2=M： 2年目 から	
9.3.b	製品は登録し、訓練を受けた採集者からのみ購入する： (0) 購入システムが存在しないか、またはシステムが全く使われていない。 (1) 購入システムを整備中である。 (2=M：2年目から) 購入システムにより、製品が確実に登録採集者からのみ購入されることが保証される。 (3) 非常によく整備された購入システムがある。	3 2=M： 2年目 から	
9.3.c	1人の登録採集者の名義につき、その近親者（同居家族）のみが採集に参加する。これらの採集者の活動は監督され、適正であると判断される（登録採集者と同じ規則を適用）。 (0) 採集者に関する情報が無い／ほとんどない。 (1) 監督なしの「ひとまとめの採集者」（1人の採集者が登録し、実際の採集者の人数は不明である）。 (2=M：3年目から) 同居家族のみが採集し、主採集者から情報を受け取る。採集に携わる家族の人数が判明している／記録されている。 (3) 採集者全員の氏名がわかっており、活発に採集に携わる人々に対し、訓練に参加するよう奨励する。	3 2=M： 3年目 から	
9.3.d	採集者は採集地域の境界、採集から除外される地域、有機産物を収穫してはならない小規模な汚染源に関し、十分な情報を得ている： (0) 採集者は情報を得ていない／境界の存在を知らない。 (1=M) 基本的な部分を理解しており、汚染を根拠とする主要な境界が地域内に存在しない。 (2) 十分な情報を得ている。 (3) 採集者は豊富な知識を備えている。	3 1=M	

CP 番号	管理細目 9.23 採集者による持続可能な採集のための対策の実施	最高点	点数
9.3.e	<p>採集者は次の要素に関して訓練を受け、知識があり、十分な能力がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採集する植物（部分、最低限必要とされる品質など） ・持続可能な採集方法（内部規定に従う） ・採集した原材料の収穫後の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> (0) 採集と取り扱いに関する内部規定を認識していない。 (1=M：1年目) 基本的な部分を理解している。 (2=M：2年目から) 採集者は内部規定を実践するにあたり、訓練を受け、知識があり、十分な能力がある。 (3) 採集者は豊富な知識を備えている。 	3	
9.3.f	<p>採集実務規定の実践：収穫方法、収穫した部分：</p> <ul style="list-style-type: none"> (0) 実践していない。 (1=M：1年目と2年目) 採集実務規定の最低限の実践。 (2=M：3年目から) 十分な実践管理を導入し、採集者は採集実務規定に従い採集する。 (3) 採集者は採集実務規定を熟知している。 	3	
9.3.g	<p>現場訪問と採集者の面接に基づく採集頻度の証拠：</p> <ul style="list-style-type: none"> (0) 特定の現場の頻度が他よりも明らかに高く、採集者は頻度に関する制限を知らず、しかも、乱獲の徴候がある。 (1=1年目と2年目にM) 全体的な乱獲の徴候はないが、採集者が頻度の制限を知らないか、または特定の地域／区画で、よく規定よりも頻繁に収穫する。 (2=3年目からM) 正式な採集頻度に従い収穫し、頻度の高い場所においてさえ、乱獲の証拠はない。 (3) 収穫活動による影響は非常に少ない。 <p><i>高リスク種→追加指標 9.3.g（第II部）を参照</i></p>	3	
9.3.h	<p>採集者は、質と量において同一の製品であっても、フェアワイルド要件を遵守しないものは（採集地域外／この基準の規則に従わない）採集しない：</p> <ul style="list-style-type: none"> (0) 同じ対象植物を、複数の購入企業のために、採集規定を考慮せずに、採集する。 (2) 採集する対象植物はすべて、基本的に内部採集実務規定に従い採集する。 (3) フェアワイルド管理計画に従うフェアワイルド採集のみ。 	3	
9.3.i	<p>汚染地域と特定された地域または集約的農業が営まれている地域が、採集から確実に除外されるようにするための効果的な対策が講じられる（採集実務規定、採集者の訓練）：</p> <ul style="list-style-type: none"> (0) 汚染地域から採集している。 (1) 実際の対策は講じていないが、汚染地域からの採集をおこなっていないことは明らかである。 (2=M：2年目から) 汚染源が存在しないか、または効果的な対策により、汚染地域からの採集はおこなわれないことが保証されている。 <p><i>該当しない場合または認証有機製品の場合→(2)</i></p>	3	
9.3.j	<p>採集実務規定の実践：最大量：</p> <ul style="list-style-type: none"> (0) システムが存在しない。 (1) 最低限のシステム。 (2=M) 十分な管理下で採集がおこなわれ、採集者は採集規定に厳密に従い採集し、最大量を伝えられている。 (3) 採集者は採集規定を熟知し、話し合いとモニタリングを通じ、規定の実践に積極的に貢献する。 	3	
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		30	20

9.4.訓練および能力開発

資源管理者および採集者は、管理計画の条項を施行し、この基準の要件を遵守するために十分な技能（訓練、監督、経験）を備える。

CP番号	管理細目 9.4 訓練および能力開発	最高点	点数
9.4.a	資源管理職員は全員、持続可能性に関する問題について訓練を受け、知識を備え、十分な能力があり、内部採集実務規定を知っている： (0) 訓練をおこなわない。 (1) 最低限の訓練をおこなう。 (2) 十分な訓練をおこなう。 (3) 高度な訓練をおこなう。	3	
9.4.b	資源管理職員は全員、社会的な問題とフェアトレードに関する問題について訓練を受け、知識を備え、十分な能力があり、それらに関連する内部の規定と手順を知っている（採集における児童労働、差別待遇の禁止、フェアワイルド・プレミアムの管理と利用、採集者の関与など）： (0) 訓練をおこなわない。 (1) 最低限の訓練をおこなう。 (2) 十分な訓練をおこなう。 (3) 高度な訓練をおこなう。	3	
9.4.c	購入担当者は、取り扱いと品質に関する内部規定の実践に関して訓練を受け、知識を備え、十分な能力がある： (0) 訓練を受けず、規定を理解していない。 (1) 正式な訓練は受けないが、妥当な程度の情報を伝えられている。 (2) 訓練を受け、取り扱いに関する規定を認識している。 (3) 十分な訓練を受け、知識を備えている。	3	
9.4.d	適切な採集者向け訓練資料を利用できる： (0) 訓練がないか、または訓練資料を利用できない。 (1) 口頭による訓練と一貫性のある情報が与えられる。 (2) 十分な訓練資料が利用できる。 (3) 高度な訓練資料とアプローチが利用できる。	3	
9.4.e	すべての採集者が、持続可能な野生からの採集に関する完全な初期訓練を受けている： (0) 訓練をおこなわない。 (1) 最低限の短い訓練で、記録されていない。 (2=M：2年目から) 採集者全員が訓練を受け、訓練は記録されている。 (3) 非常に良い訓練が提供される。	3	2=M： 2年目 から
9.4.f	訓練は必要に応じ、定期的に繰り返される。すべての新しい植物または採集の持続可能性に関する既存の問題に関し、採集者は情報を与えられ、再度、詳しい訓練を受ける： (0) 訓練をおこなわない。 (1) ある程度の基本的訓練をおこなう。 (2=M：3年目から) 採集のリスク度に関し、必要に応じ、最新情報を伝える訓練を提供する。 (3) 非常に良い訓練システムがある。	3	2=M： 3年目 から
9.4.g	該当する場合、採集者はフェアワイルドの社会的側面に関して情報を与えられ、訓練を受ける： －フェアワイルド事業の社会的公約：差別待遇禁止、事業と採集者の間の公平な関係と決定過程への採集者の参加、遅滞のない支払い、公正な価格の約束 －採集活動における児童労働または採集を手伝う子供 －フェアワイルド・プレミアムの利用に関する決定過程および構想 採集者は： (0) フェアワイルド採集の社会的側面を認識していない。 (1=M：2年目から) 該当する場合は最低限の情報が伝えられる。 (2) 採集者は訓練を受け、社会とフェアトレードに関する側面を認識している。 (3) 採集者は、フェアワイルドの社会／フェアトレードに関する側面の実践と改善に積極的に関与する。	3	1=M： 2年目 から
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		21	14

9.5.透明性および参加

野生からの採集活動は、管理の計画と実施、記録と情報の共有、関係者の関与に関して透明性のある方法でおこなわれる。

CP 番号	管理細目 9.5 透明性および参加	最高点	点数
9.5.a	対象資源、採集地域、潜在的影響について利害関係を持つ集団、組織、企業、個人、機関などに関する知識： (0) そのような集団が明らかに存在するにもかかわらず、それを知らない／記録していない。 (1) 一部の企業／集団を、計画の中で取り上げる。 (2) すべての関連するステークホルダーを把握し、管理計画で特定する。 (3) さまざまなステークホルダーとの間で良好な関係性を維持する。	3	
9.5.b	採集および資源管理事業により直接影響を受ける人々や集団との間で、定期的な相談と連絡を維持している： (0) 明らかに影響を受ける利用者集団が存在するにもかかわらず、おこなっていない。 (1=M) おこなっていないが、利用に関する重大な衝突が存在しない。 (2) おこなっている。 (3) 良い関係性を築き、維持するための優れた努力。	3 1=M	
9.5.c	採集者の組織および採集活動により影響を受けるコミュニティ／先住民が、資源管理の整備と実践に積極的に関与する： (0) 関心を持つはずであるが、関与していない。 (1=M) 少なくとも定期的に情報を伝え、関与するよう呼びかける。 (2) ステークホルダーと密接に協力するための努力。 (3) ステークホルダーと協力するための優れた努力。	3 1=M	
9.5.d	隣接する土地の所有者／管理者または他の資源利用者との資源をめぐる争いは、系統立てた効果的な方法で解決される、または取り組まれる。 (0) 大きな未解決の争いがある。 (1) 最低限の初歩的な紛争管理をおこなっている。 (2) うまく管理されているか、または、争いがない。 (3) 採集は地域コミュニティにより大いに感謝され、かつ、重大な争いがない。	3	
9.5.e	管理計画、関係する年間事業計画、評価報告書の重点の要約を、ステークホルダーが入手できる： (0) 要求しても入手できない。 (1) 規則的におこなっていない／普通の実務に含まれないが、情報の要求がない。 (2) 要求があれば要約を入手できることが明示されるか、または野生からの採集に関する規定と活動の概要を入手できる（例えばウェブサイトで）。 (3) 要求される前に率先して情報を伝える方針をとっている。	3	
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		15	10

原則 10：責任あるビジネス手法の適用

野生資源の採集は、品質、財政的、トレーサビリティに関する市場の要求を支持する形で、資源の持続可能性を犠牲にすることなくおこなわれる。

10.1.市場／購入者の明示

対象資源の持続可能な採集および取り扱い、販売できない可能性のある製品を採集することを防ぐ、あるいは最小限に抑えるため、市場の要求に従って管理し、計画される。

CP 番号	管理細目 10.1 市場／購入者の明示	最高点	点数
10.1.a	市場のニーズが特定されている （例えば、購入者の注文、仕様表など）： <ul style="list-style-type: none"> (0) 知識がない。 (1) ある程度の基礎知識がある。 (2) 市場の要求を十分に理解している。 (3) 優れた知識がある。 	3	
10.1.b	品質要件を満たす植物のみが採集される ： <ul style="list-style-type: none"> (0) 利用できない植物も採集していることが明らかである。 (1) ある程度の些細な不備はあるが、原則としてその通りにおこなわれる。 (2) その通りにおこなわれ、採集者に適切な訓練と指示が提供される。 (3) 適切な品質のものだけを採集するよう、非常に良い採集管理がおこなわれる。 	3	
10.1.c	採集管理事業は採集時期が始まる前に、数量に関して購入者側と合意する。 <ul style="list-style-type: none"> (0) おこなわず、大量の無駄が生じる。 (1) きちんとおこなわないが、無駄はあまり出ないか、または、採集事業がそれを試みたが、購入者から数量の確認が得られなかった。 (2) おこなう。 (3) 優れたシステムによりおこなう。 	3	
10.1.d	採集管理事業は、注文を確認し、採集を開始する前に、資源管理計画に照らして購入者の指示を再検討する ： <ul style="list-style-type: none"> (0) おこなわず、採集者への実際の購入指示で資源管理を考慮に入れない。 (1) 時々おこなう。 (2) 常におこなうか、または、採集する数量が、数量上限その他の持続的資源管理に従う制限よりもはるかに少ないことが、常に明らかである。 (3) 非常に良い内部のフィードバックのしくみがある。 	3	
10.1.e	汚染／品質低下を防ぐために、採集後の採集者による取り扱い、採集者からの購入後、輸送中の取り扱いに関し、内部取扱規定に正しい手順を記載する ： <ul style="list-style-type: none"> (0) 明らかに不十分である。 (1) 最低限である。 (2) 複雑さとリスク度に対して十分である。 (3) よく整備された手順にもとづく。 	3	
10.1.f	採集者による加工と取り扱いが、内部取扱規定で十分に説明され、制御されている ： <ul style="list-style-type: none"> (0) 明らかに不十分である。 (1) 最低限である。 (2) 複雑さとリスク度に対して十分である。 (3) よく整備された手順にもとづく。 	3	
10.1.g	採集者による保管と加工の間に汚染が生じない （例えば、保管中の防虫処理により）： <ul style="list-style-type: none"> (0) 汚染の確率は高い。 (1=M：1年目) 汚染の確率は低い。 (2=M：2年目から) 明確な手順と訓練により、汚染が起きないことが保証される。 (3) 採集者が非常に良く認識している。 	3	1=M： 1年目 2=M： 2年目 から
10.1.h	加工中または保管中に製品が汚染されない ： <ul style="list-style-type: none"> (0) 汚染される。 (1=M) 最低限のシステムであるが、汚染のリスクが非常に低い。 (2) 取り扱いのシステムにより、汚染を効果的に防止できる。 (3) きちんと実践されている高品質の取り扱いシステム。 	3	1=M
合計		最高点	標準合計点
最高点／標準合計点／点数		24	16

10.2.トレーサビリティ

対象資源の保管および取り扱いは、採集地域から販売までのトレーサビリティを支持するように管理される。

CP 番号	管理細目 10.2 トレーサビリティ	最高点	点数
10.2.a	<p>納品／購入は購入記録に登録し、そこには最低限、日付、採集者の氏名またはコード、採集地域、納品数量と製品の明細、フェアワイルド認証の有無を記入する：</p> <p>(0) 記録がないか、または不完全な記録。 (1=M) 氏名と数量、およびモニタリングのために採集地域を記した最低限の記録。 (2) 十分な、信頼性の高い記録。 (3) 非常に良い記録。</p>	3 1=M	
10.2.b	<p>採集者に対して領収書を発行し、それには最低限、日付、採集者の氏名（またはコード）、種と製品、納品数量、フェアワイルド認証の有無を記す：</p> <p>(0) 領収書が発行されない。 (1) 非常に単純な領収書で、まだ十分に導入されていない。 (2) 十分な領収書を発行している。 (3) 非常にきちんと記録された購入システムがある。</p>	3	
10.2.c	<p>中央加工／梱包活動を適切に記録し（加工／梱包日誌）、バッチのトレーサビリティを確保する：</p> <p>(0) 記録がない。 (1) 最低限で、やや不完全である。 (2=M：2年目から) 十分な記録。 (3) 高度な記録システム。</p>	3 2=M： 2年目 から	
10.2.d	<p>各加工製品（洗浄、仕分け、切断、ふるい分けした材料）について、加工率（採集数量と採集加工重量の比率）および組成（複数の成分を含む製品の場合）がわかる：</p> <p>(0) わからない。 (1) 最低限の情報がある。 (2) 記録されている。 (3) 非常に良い加工記録がある。</p>	3	
10.2.e	<p>採集および採集後の識別、ラベル付け、記録の手順により、各商品バッチを採集地域までたどることができる：</p> <p>(0) 採集地域までのトレーサビリティがない。 (1) 最低限／まだ導入に一貫性がない。 (2=M：3年目から) 単なるシステムにより、採集地域までのトレーサビリティが確保される。 (3) 一貫したロット番号システムがある。</p>	3 2=M： 3年目 から	
10.2.f	<p>フェアワイルド認証の適用範囲外の同一対象種の購入または採集：</p> <p>(0) 採集事業はフェアワイルド適用範囲外で同じ種を採集している。 (1=M) 他の地域で同じ製品を購入または採集するが、明確な区別と表示がおこなわれ、購入と販売が適切に記録される。 (2) 採集事業は他の地域で同じ製品を購入または採集しない。 (3) 採集事業活動全体がフェアワイルド認証を受けている。</p> <p>該当しない場合→ (3)</p>	3 1=M	
10.2.g	<p>製品が採集事業を離れ、次の購入者に送られるとき、製品の正しいラベリングをおこなう：製品のフェアワイルド認証の有無、製品名、ロット番号または購入センターのコード：</p> <p>(0) 一貫したラベリングがおこなわれない。 (1) ある程度の改善を必要とする。 (2) 正しいラベリングか、さもなければ、各ロットと明確に結びつけることができる添付書類に情報が記入されている。 (3) ロット番号システムと非常に良いラベルが導入されている。</p>	3	
10.2.h	<p>すべての輸出および国内販売の記録により、製品フローを完全に確認できる：</p> <p>(0) 輸出／販売書類がない。 (1) 乏しい／不完全な記録。 (2) 数量、製品明細、ロット番号または同等のものを記載した詳細なインボイス。 (3) データベースと詳細なインボイス。</p>	3	

CP 番号	管理細目 10.2 トレーサビリティ	最高点	点数
10.2.i	インボイスと出荷書類で、製品のフェアワイルド認証の有無を指定する： (0) 言及がない。 (1=M) インボイスに認証の有無が示されている。 (2) 出荷書類全部に品質が記載される。 (3) 非常に良いラベリングとトレーサビリティのシステムが導入されている。	3 1=M	
10.2.j	インボイスまたは販売契約書でフェアワイルド・プレミアムを指定する： (0) 指定せず、定義もない。 (1) 合意があるが、書類では指定されない。 (2) 書類に十分に記録される。	2	
10.2.k	認証製品の販売すべてに、認証機関が発行する取引 証明書 を添付： (0) ない。 (1) 一部の販売のみ。 (2) フェアワイルド製品の販売すべてに添付。	2	
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		31	22

10.3.財政的な実施可能性および説明可能な取引関係

各仕組みにおいて、対象となる資源の持続可能な野生採集のシステムの財政的な実行可能性を確保することが奨励される。

CP 番号	管理細目 10.3 財政的な実行可能性および説明可能な取引関係	最高点	点数
10.3.a	採集事業に関し、資源の管理、保全、公正な採集者価格などを内部費用として含む 財務計画 がある： (0) 計画がない。 (1) 最低限の計画がある。 (2) 十分な計画がある。 (3) 高度な計画がある。	3	
10.3.b	フェアワイルド・プレミアムの計算 ： (0) フェアワイルドの販売に関し、プレミアムを計算せず、要求しない。 (1) 非常に基本的なシステム。 (2) 購入者との交渉の基礎として、適切なフェアワイルド・プレミアムが計算される。例えば採集者に支払われる平均価格の10%、または、その他の論拠に基づく基準（例えば、 社会的プロジェクトのために相当額の基金を集めることを目的とした、長期平均価格に基づく固定プレミアム、良い社会的影響を達成できるよう、率は低い が、採集事業の生産全体に対して支払われるプレミアム、等々）。 (3) 非常によく整備されたプレミアムのしくみ、および全体的なフェアトレードとしてのアプローチ。	3	
10.3.c	要求があれば、 採集事業は採集者の価格に関する情報をフェアワイルドの購入者に共有する ： (0) 情報提供を拒否するか、または明らかに誤った情報を与える。 (1) やや不確実／不明確な情報を与える。 (2) 採集者に支払われる価格に関する正確な基本情報を与える。	2	
10.3.d	資源の野生からの採集による 収益 は、必要とされる保全への投資を含め、長期的には、資源管理活動の 費用を十分にまかなう ことができる： (0) 採集で費用をまかなえないことは明らかである。 (2) 少なくとも追加の長期支援／補助金があれば、費用をまかなえる確率が高い。 (3) 市場において、費用を上回る価格を支払う意志がある購入者と、良い関係を維持している。	3	
10.3.e	企業は 製品品質の継続的改善 を目指している： (0) 努力していない。 (1) ある程度の改善がみられる。 (2) 継続的で真摯な努力をしている。 (3) 並はずれた努力をしている。	3	

CP 番号	管理細 10.3 財政的な実行可能性および説明可能な取引関係	最高点	点数
10.3.f	品質に関する重大な問題および品質の主張をめぐる争いが起きた場合： (0) 状況改善に向けた措置を講じない。 (1) 取引相手との間で何らかの妥協が成立するが、意見の食い違いは残る。 (2) 双方が結果に同意し（例えば、生産物の返却）、状況改善のための措置を講じた。 (3) 非常に満足できる／事前に結んだ協定がある。 該当しない場合→ (2)	3	
合計		最高点	標準 合計点
最高点／標準合計点／点数		17	12

原則 11：購入者による関与の促進

野生から採集された製品の購入者（例えば輸入者）は、尊重、透明性、そして品質面での供給者へのサポートに基づいて野生からの採集事業をおこなうことにより、野生からの採集事業者と相互に有益で長期的な取引関係を結ぶよう努める。

フェアワイルドの購入者のフェアトレード相手としての義務は、自己評価に加え、以下の2 評価項目の遵守を示す証拠書類に基づき確認される。

11.1.相互に有益な取引関係

11.2.公正な価格およびフェアワイルド・プレミアム

この項については、パフォーマンス指標を定めていない。

第 II 部.高リスク種に関する追加のフェアワイルド指標

以下の追加のパフォーマンス指標は、1種以上の高リスク種を採集するすべての事業に適用される。

1.1.対象種の保全状態

対象とする種および個体群の保全状態を評価し、定期的な見直しをおこなう。

CP 番号	管理細目 第 II 部 高リスク種に関する追加のフェアワイルド指標	最高点	点数
1.1.b	対象種はフェアワイルドの評価項目により高リスク (HR) と見なされるが、IUCN のレッドリストでは「情報不足種 (DD)」であるか、または、世界、国内、地域内の保全状態の評価が不明である (評価がおこなわれていない) : (0) それ以上の情報収集がおこなわれず、情報収集をおこなう計画もない。 (2) 採集事業は、資源評価の一環として、保全状態評価に必要な保全情報およびデータを収集中である。 (3) 事前対策として保全データを収集し、保全状態の評価に関して IUCN と協力する。 該当しない場合→ (2)	3	

1.2.知識に基づく採集手法

採集と管理の手法は、対象種とその採集による影響の十分な特定、地図作製、評価、モニタリングに基づく。

1.2.c	採集地域内での高リスク (HR) 対象種個体群の位置を地図で確認する : (0) 対象個体群の位置が地図上に示されず、位置に関する詳細な知識もない。 (1) 対象個体群の大まかな位置が示される。採集地域内での正確な位置は不明か、または、ごく簡単な地図が作製されている (例えば手描きの地図やインターネットからダウンロードした地図) のみであるが、採集管理者と採集者全員が場所を熟知している。 (2=M : 2年目から) 高品質 (例えば GIS/GPS を使用) の地図で、採集地域の位置、サイズ、広さ、および対象個体群の位置を特定できる (場合によっては採集地域全体)。 (3) 採集地域内の採集場所/対象個体群に関し、非常に優れた知識と資料がある。	3 2=M : 2年目 から	
1.2.l	脅かされている対象種 (IUCN のレッドリストの分類に基づき、近絶滅種 (CR)、絶滅危惧種 (EN)、危惧種 (VU)、またはそれと同等の保全の権威に従う) : (0) 対象種は絶滅危惧種であることが判明しているが、それに関する認識、またはこの種の持続可能性を確保しようとする努力は存在しない。 (2=M) 対象種は絶滅危惧種ではないと評価された。 <i>脅かされている対象種は、採集事業がその認識を示し、特定された脅威を軽減するための特別な対策が管理計画に盛り込まれ、実行に移された場合にのみ、認証を受けることができる。フェアワイルド技術委員会が、その認証を確認する必要がある。</i> (3) 脅かされた対象種の生息域内・生息域外での保護および保全を確保するために、特別な追加対策が講じられた。	3 2=M	

1.3.採集割合の持続可能性

対象資源の採集の割合 (強度と頻度) が、対象種の長期的な再生能力を超過しない。

1.3.c	採集地域内の高リスク (HR) 対象種に関するベースラインの情報/自然資源調査(インベントリ)を 入手でき、それには個体群のサイズ、分布、個体群の構成 (サイズ/年齢等級)、生殖/成長/再生の速度が含まれる : (0) 情報がない。 (1) 大まかな概算による。 (2=M : 2年目から) 公表された情報または地元での観察 (採集者/地元での知識を含む) が、現場および種に関する特別なデータ収集で裏付けられる。採集地域内の対象種および個体群に関するベースライン情報の改善を意図した資源評価およびモニタリングのしくみがある。 (3) 対象種に関する優れたベースライン情報 (例えば対象を絞った調査による)。	3 2=M : 2年目 から	
1.3.d	各高リスク (HR) 対象種について許可される採集数量上限の設定に使うデータの質 : (0) 妥当な数量上限がなく、長期的な採集手法も参考にしていない。 (1) 非常に大まかな概算による数量上限の推定がされる。 (2=M) 採集上限は、現場と種に関する特別な資源評価とモニタリング情報、さらに、採集者の知識に基づき正当化される。 (3) 非常に良いシステムがある。	3 2=M	

1.3.e	<p>高リスク（HR）対象種／採集部分について許可される採集数量上限の持続可能性：</p> <p>(0) 情報が無い。 (1) 現在の／指定された採集数量上限により、採集地域における資源の質または入手可能性が低下する徴候が無い。 (2=M) 十分な自然資源調査(インベントリー)／産出量／再生量の推定値が収穫量を十分に上回ることであり、管理計画で指定された採集数量上限が正当化され(予防的)、産出量、再生量、収穫量による影響の定期モニタリングに従い、最大採集量が補正される。 (3) 対象を絞った調査により、採集数量上限が裏付けられる。</p>	3 2=M	
1.3.f	<p>採集実務規定で事前に定められた高リスク（HR）種の採集頻度の持続可能性：</p> <p>(0) 採集が補充率を大幅に超過していることが明らかである。 (1) 簡単なベースラインとモニタリングのデータのみが入手可能であるが、植物個体群が衰退する徴候はない。 (2=M) 採集地域の対象種から採集される成熟個体または植物部分の補充率を、採集が超過しない。 (3) 採集頻度は補充率をはるかに下回る。</p>	3 2=M	
1.3.l	<p>採集が植物の生殖を妨げる場合、個体数密度のベースラインおよび構成と遺伝的多様性のベースラインを維持するために、成熟した生殖可能な個体を対象個体群中に残す比率を決定する：</p> <p>(0) ベースラインまたはモニタリングのデータがなく、自然資源調査(インベントリー)やモニタリングの計画もない。 (1) ベースラインの自然資源調査が資源評価に含まれる。 (2=M：3年目から) 管理計画に含まれるベースラインの自然資源調査およびモニタリングは、対象種のリスク度(高リスク)に対して適切である。 (3) 優れたシステム。 該当しない場合→(2)</p>	3 2=M： 3年目から	

9.1.種／地域管理計画

種／地域管理計画は、順応的で、実際的な管理手順および良好な採集の手法を定義する。

9.1.h	<p>管理計画で、種と生育地の持続可能性に対する潜在的脅威を意味する地域内の他の活動を特定する (例えば、同じ地域内の他の採集企業)：</p> <p>(0) 計画に含まない、知らない。関連するリスクと対処するための努力をしない。 (1) 最低限の情報が含まれ、ある程度、協力しようと努力する。 (2) 他の利用者を知っており、採集地域での彼らの活動に関する基本的情報を記録している。 (3) 他の利用者との良い協力とコミュニケーション。</p>	3	
9.1.i	<p>管理計画に、採集の持続可能性に対する特定された脅威を防止または軽減するための戦略を含める (地域の複数の利用者、汚染源など)：</p> <p>(0) 明らかに必要であるにもかかわらず、戦略も対策もない。 (1) リスクを軽減するためのある程度の戦略と活動があるが、管理計画に正式に盛り込んでいない。 (2=M：2年目から) 十分な戦略が盛り込まれている、またはリスクが特定されていない。 (3) 多大な努力を行っている。 該当しない場合→(2)</p>	3 2=M： 2年目から	

9.2.資源調査、評価、モニタリング

野生からの採集の管理は、十分かつ実際的な資源調査、評価、採集による影響のモニタリングにより支持される。

9.2.a	<p>高リスク（HR）対象資源と生育地の評価および定期モニタリングを実施し、文書にまとめ、管理計画に盛り込む：</p> <p>(0) モニタリングを実施せず、計画もない。 (1) 簡単／非公式のモニタリングを実施し、手順を書面にまとめていない。 (2=M：2年目から) 資源管理のための十分な手順が整備され、管理計画の中で定期モニタリングについて説明し、それを実施している。 (3) 高度なシステムで、職員は豊富な知識を備えている。</p>	3 2=M： 2年目から	
-------	---	--------------------	--

9.3.採集者による持続可能な採集のための対策の実施

野生からの採集事業者は、訓練を受けた能力のある採集者のみが対象資源を採集するよう確認し、該当する採集方法指示を採集者が有効な形で施行するよう監視する。

9.3.g	<p>現場訪問と採集者の面接に基づく採集頻度の証拠：→ 高リスク（HR）種全部：</p> <p>(0) 特定の採集現場における頻度が他よりも明らかに高く、採集者は頻度に関する制限を知らず、しかも、乱獲の徴候がある。</p> <p>(1) 全体的な乱獲の徴候はないが、採集者が頻度の制限を知らないか、または特定の地域／区画で、規定よりも頻繁な収穫がおこなわれることがよくある。</p> <p>(2=M) 正式な採集頻度に従い収穫し、頻度が高い場所においてさえ、乱獲の証拠はない。</p> <p>(3) 収穫活動による影響は非常に少ない。</p> <p>該当しない場合→ (2)</p>	3	2=M
-------	---	---	-----

合計	最高点	標準合計点	点数
最高点／標準合計点／点数	36	24	

参考文献

- ABABOUC, L. 2002. Fish trade, safety, quality, and environmental issues. PowerPoint presentation. UNCTAD Workshop on standards and trade. Geneva, 16-17/5/2002.
- BIOFOUNDATION. 2008. Fair for Life Certification Programme. Biofoundation, Weinfelden, Switzerland.
http://www.fairforlife.net/logicio/client/fairforlife/file/IMO_SFT_Programme_Version3_Feb08.pdf
- BROWN, L., D. ROBINSON, and M. KARMANN. 2000. The Forest Stewardship Council and Non-timber Forest Product Certification: a Discussion Paper. Appendix A. Draft Principle 11. FSC NTFP Working Group, 1997.
- COONEY, R. 2004. The Precautionary Principle in Biodiversity Conservation and Natural Resource Management: An issues paper for policy-makers, researchers and practitioners. IUCN, Gland, Switzerland and Cambridge, UK.
- CUNNINGHAM, A B. 2001. *Applied ethnobotany: people, wild plant use and conservation*. Earthscan, London.
- EDQM. 2007. *The European Pharmacopoeia*. 6th edition.
- FSC. 2000. Principles and Criteria. Forest Stewardship Council.
- FSC. 2006. Chain of Custody Certification. Forest Stewardship Council.
- FWF. 2010a. *FairWild Standard: Version 2.0*. FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.
- FWF. 2010b. *FairWild Standard: Version 2.0. Performance Indicators*. FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.
- HOLLING, C.S. 1978. *Adaptive environmental assessment and management*. John Wiley and Sons, New York.
- ILO. 1958. C111 Discrimination (Employment and Occupation) Convention. International Labour Organization, Geneva
- ISEAL. 2004. ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards. International Social and Environmental Accreditation and Labelling Alliance. P005 Final Public Draft, version 3, January 2004.
- IUCN. 2001. *IUCN Red List Categories and Criteria: Version 3.1*. IUCN Species Survival Commission. IUCN, Gland, Switzerland and Cambridge, UK.
- LAMMERTS VAN BUEREN, E.M., AND E.A. BLOM. 1997. *Hierarchical Framework for the Formulation of Sustainable Forest Management Standards*. The Tropenbos Foundation, Leiden, The Netherlands.

- LEAMAN, D. and A.B. CUNNINGHAM. 2008. Resource assessment: a guide to implementing Principle 1: maintaining MAP resources. Guidance for implementing the ISSC-MAP. Draft for review and comment, 08-04-08.
- MPSG. 2007. *International Standard for Sustainable Wild Collection of Medicinal and Aromatic Plants* (ISSC-MAP). Version 1.0. Bonn, Gland, Frankfurt, and Cambridge: Bundesamt für Naturschutz (BfN), MPSG/SSC/IUCN, WWF Germany, and TRAFFIC.(BfN-Skripten 195).
- MEINSHAUSEN F, S. WINKLER, R. BÄCHI, F. STAUBLI, and K. DÜRBECK. 2006. *FairWild Standards*, Version 1 (11/2006). FairWild Foundation, Weinfelden, Switzerland.
- PETERS, C.M. 1994. Sustainable Harvest of Non-Timber Plant Resources in Tropical Moist Forest: An Ecological Primer. Biodiversity Support Programme and World Wildlife Fund, Washington, DC
- PIERCE, A.R. and S.A. LAIRD. 2003. *In search of comprehensive standards for non-timber forest products in the botanicals trade*. *International Forestry Review* 5(2): 138-147.
- SAI. 2004. Guidance Document for Social Accountability 8000. Social Accountability International, New York.
- SCHROEDER, D. 2007. Benefit sharing: it's time for a definition. *Journal of Medical Ethics* 33:205-209.
- SECO. 2005. *A Guide to Using the Working Draft ABS Management Tool*. State Secretariat for Economic Affairs. Berne, Switzerland.
- SHANLEY, P., A.R. PIERCE, S.A. LAIRD, and A. GUILLEN. 2002. *Tapping the Green Market: Certification and Management of Non-timber Forest Products*. Earthscan.
- UNCTAD. 2008. International Requirements for Organic Certification Bodies. United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD), Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) and International Federation of Organic Agriculture Movements (IFOAM), Geneva, Rome and Bonn. http://www.unctad.org/trade_env/itf-organic/meetings/itf8/IROCB_0809%20.pdf
- UNEP. 2001. *Convention on Biological Diversity: Text and Annexes*. United Nations Environment Programme. UNEP/CBD/94/1.
- WALTERS, C.J. 1986. *Adaptive management of renewable resources*. McMillan, New York.
- ZABEL, R.W., C.J. HARVEY, S.L. KATZ, T.P. GOOD, and P.S. LEVIN. 2003. Ecologically sustainable yield. *American Scientist* 91(2): 150+.

付記 1. 略語説明（頭文字と略語）

ABS	アクセスと利益配分(Access and benefit-sharing)
BfN	ドイツ連邦自然保護庁(Bundesamt für Naturschutz / German Federal Agency for Nature Conservation)
CBD	生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)
EDQM	欧州医薬品 品質部門(European Directorate for the Quality of Medicines and HealthCare)
FSC	森林管理協議会(Forest Stewardship Council)
FWF	フェアワイルド・ファウンデーション(FairWild Foundation)
HR	高リスク(High Risk)
ILO	国際労働機関(International Labour Organisation)
IMO	インスティテュート・フォー・マーケテコロジー(Institute for Marketecology)
ISSC-MAP	薬用・アロマティック植物の持続可能な野生からの採取に関する国際基準 (International Standard for Sustainable Wild Collection of Medicinal and Aromatic Plants)
IUCN	国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature)
MAT	相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms)
MAP	薬用・アロマティック植物(Medicinal and aromatic plant)
MPSG	IUCN/SSC 薬用植物専門家グループ(Medicinal Plant Specialist Group of the IUCN/SSC)
NTFP	非木材林産物(Non-timber Forest Product)
PIC	事前の情報に基づく同意（事前承認制度：Prior Informed Consent)
SECO	連邦経済省経済事務局（スイス）(State Secretariat for Economic Affairs [Switzerland])
SSC	種の保存委員会(Species Survival Commission)
UNCTAD	国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP	国連環境計画(United Nations Environment Programme)

付記 2. 用語集⁶

用語	定義	出典
アクセスと利益配分 Access and benefit-sharing (ABS)	国際法の文脈においては、[アクセスと]利益配分は、遺伝子資源または伝統的知識の利用から派生する利点/利益の一部を資源の提供者に与える行動を意味する。より広義には、生物学的資源、コミュニティの知識、技術、イノベーション、手法の利用も含む。	SCHROEDER 2007
順応的管理 (適応型管理) Adaptive management	自然資源の問題における不確実性に対応するための総合的、多面的なアプローチ。このアプローチが適応型である理由は、管理している資源が人間の介入によって絶えず変化するものであること。予想外の出来事が不可避であること、また、新たな不確実性が出現するものであることを認めているからである。能動的学習が、不可実性が選別される過程である。適応型管理は、政策が社会的目標を実現しなければならない一方で、こうした予想外の出来事に適応するために絶えず修正される柔軟なものでなければならないことを認めている。そのため、適応型管理では、政策を仮説と捉えている。すなわち、ほとんどの政策は、実は、解決策の仮面をつけた問いであり、管理活動は実験的な意味での処置になるのである。	HOLLING 1978, WALTERS 1986
生物の多様性 Biological diversity	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。	UNEP 2001
採集事業 Collection Operation	この基準の要件の実践に対して責任を持つ組織または事業の全体であって、通常、野生からの採集活動を管理し、野生から採集された製品を販売する企業または組織である。	ADAPTED FROM SAI 2004
児童 Child	15歳未満の個人。ただし当該地域の就労最低年齢や義務教育の終了年齢がより高い年齢に規定されている場合には、その年齢が適用される。しかしながら、ILO（国際労働基準）条約第138号で定める途上国における例外措置に従い、最低年齢が14歳に設定されている場合は、その年齢を適用する。	SAI 2004

⁶ フェアワイルド基準第2.0版で使用されている用語の一部が、この用語集に含まれている。

※なお、関連用語の定義を出典と共に紹介しているもので、本文中の用語の意味を必ずしも限定するものではない。また、英語の定義を和訳したものであり、詳細についてはオリジナルを参照されたい。

用語	定義	出典
評価項目 Criterion	原則を守った結果として達成されるべき過程や体制の状態あるいは局面。評価項目の編成の仕方は、実際の状況がどの程度規則適合しているかの判断ができるようなものでなければならない。	LAMMERTS VAN BUEREN and BLOM 1997
	判断や決定の基となる基準。特徴づける印や特色。	ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA 2006
	ある原則が実現しているかどうかを判断する手段。評価項目は、ある原則に意味や操作法を持たせるもので、それ自体は実績を評価する直積的な尺度とならない。	SHANLEY et al. 2002
	基準が評価するもの。	ISEAL 2004
	ある原則（森林管理に関する）が実現しているかどうかを判断する手段。	FSC 2000
慣習上の権利 Customary rights	長い期間にわたって絶えず繰り返された習慣的または慣例的な行為から生じた権利で、そうした反復や断続的な受容により、ある地理的または社会学的単位の内部で法の効力を獲得したもの。	FSC 2000
差別待遇 Discrimination	人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基いて行われるすべての差別、除外又は優先で、雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるもの。 雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となる他の差別、除外又は優先を含む。	ILO 1958
生態系 Ecosystem	相互依存単位として共に機能するすべての植物、動物、およびそれらの自然環境で構成されるコミュニティ。	FSC 2000
絶滅のおそれのある種 Endangered species	その分布域のすべてまたは大部分で絶滅の危機にある種。	FSC 2000
生息域外保全 Ex-situ Conservation	生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全すること。	UNEP 2001

用語	定義	出典
<p>採集の範囲 Extent of collection</p>	<p>範囲：物事が及ぶ域。領域。</p> <p>領域：処理、活動、影響が及ぶ広がり。操作域。</p> <p>規模：ある物が持つ相対的な大きさ、範囲、程度。例；大規模に行われたプロジェクト</p> <p>比率：ふたつのものの間の一定の比率。計算値。何か他のもの1単位当たりで比較した数量や程度。</p> <p>強度：単位（面積、費用、質量、時間）当たりの（力やエネルギーとしての）量の大きさ。</p> <p>頻度：ある周期的なプロセスにおける単位時間当たりの反復回数。</p> <p>体積：立方単位で測定した、3次元の物体が占める空間量。ある特定のかさを占める物質の量。 量：確定量または推定量。</p> <p>レベル：任意の基準値に照らして判断された量の大きさ。広義には大きさ、強度。</p> <p>（持続可能年間）産出量：天然物（または特に栽培の成果）として生じること、または生み出されること。産物、特に生産量や収益量。</p>	<p>ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA 2006</p>
<p>フェアワイルド・プレミアム FairWild Premium</p>	<p>採集者から購入したすべてのフェアワイルド認証製品に対し、フェアワイルド取引価格に上積みして支払われる余分な金額。フェアワイルド・プレミアムは、他のすべての収入とは別に管理する必要があり、その用途は厳密に、合意により決められた社会プロジェクトまたは生産者に対する追加の支払いに限定する。最初の数年間は、条件を満たした資源評価や証拠となる標本に必要な費用など、生態系の改善と確認のための手段に使うこともできる。</p>	<p>FWF 2010b</p>
<p>強制労働 Forced Labour</p>	<p>自発的意志に基づかない処罰の代償として、もしくは債務返済のために要求される、すべての労働またはサービス。</p>	<p>SAI 2004</p>
<p>ガイドライン Guideline</p>	<p>政策や行動に関する指示や概要。</p>	<p>ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA 2006</p>
<p>生息地 Habitat</p>	<p>生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型。</p>	<p>UNEP 2001</p>

用語	定義	出典
調和 Harmonisation	調和はふたつ以上の基準の内容を次第に整合させてゆくプロセスを意味する。調和に役立つ作業として、共通の評価項目と指標の利用、共通目標の表明、基準を示す際の共通の体系の採用、単一の国際基準の策定と採用があるが、これらに限定しない。	ISEAL 2004
高リスク (HR) High Risk (HR)	広範囲な生態的要因と市場要因により、脅かされているとフェアワイルド・ファウンデーションが見なす植物 (表 1 を参照)。	
植物薬 Herbal drugs	植物薬とは、主に植物の全体、断片または破片、植物、藻類、菌類、地衣類の部分の未加工の状態を意味し、普通は乾燥した形態であるが、時には生の形態もある。特定の処理を受けていないある種の滲出物も植物薬と見なされる。植物薬は二名法に従う植物学名 (属名、種名、品種名、命名者) により正確に定義される。	EDQM 2007
指標 Indicator	ある評価項目についての評価を可能にする定量的または定性的なパラメータ。	LAMMERTS VAN BUEREN and BLOM 1997
	ある評価項目についての判断を可能にする定性的または定量的なパラメータ。生態系や関連する社会システムの特徴を、客観的に検証できる方法で表すもの。ある指標の最小または最大許容量を閾 (しきい) 値という (実績を定量化、定性化または測定する方法)。指標には実績 (パフォーマンス) を示す値が含まれると考えられ、パフォーマンス指標と呼ばれる。	SHANLEY et al. 2002
	評価項目を測定する方法。	ISEAL 2004
生息域内保全 <i>In-situ</i> conservation	生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復すること。	UNEP 2001
管理計画 Management Plan	管理計画は、資源管理者または管理委員会が、目標および一定期間内にそれらの目標を達成するために使用するアプローチを設定する文書である。フェアワイルド管理計画には、フェアワイルド基準の原則を満たすために必要な基準と手順、責任、作業手法を明記する。	WINKLER 2008
相互に合意する条件 (MAT) Mutually-agreed terms	アクセスと利益配分に関する諸条件、特に、利用者、提供者、及びその他の利害関係者の間で交渉された諸条件。	SECO 2005

用語	定義	出典
非木材林産物 (NTFP) Non-timber forest products	木材を除き、樹脂および葉などの樹木から得る原材料に加え、他の植物および動物産物を含むすべての森林産物。 自給や取引（またはそのいずれか）のために収穫可能な木材以外のすべての生物産物。NTFP の供給源は、FSC（森林管理協議会）地域作業部会の定義による一次林と天然林、二次林、森林プランテーション（植林）である。	FSC 2000
有機農業 (生物学的農業、 生態学的農業) Organic agriculture (biological agriculture, ecological agriculture)	持続可能な生態系、安全な食品、豊富な栄養、動物の福祉、社会正義をもたらす一連のプロセスに基づく全体的な体系的アプローチ。そのため、有機生産とは、特定の投入物を含めるか除外するかという観点から分類する生産システム以上のものを意味する。	IFOAM 2004
事業者 Operator	認証の基となる基準を生産が遵守し、遵守し続けることを確認する責任を負う個人または企業。	UNCTAD 2008
予防原則、 予防的アプローチ Precautionary principle; precautionary approach	不確実性に対するアプローチのひとつで、環境への深刻なまたは不可逆的な悪影響について、科学的な根拠が得られるよりも前に、これを回避するための行動を規定するもの。	COONEY 2004
原則 Principle	論理的思考や行為の根拠となる基本的な法則や規則。原則は目標の明示的要素である。	LAMMERTS VAN BUEREN and BLOM 1997
	包括的かつ基本的な法則、原理、仮説。	ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA 2006
	論理的思考や行為の根拠となる基本的な真理や法則。本質的な原則や要素。	SHANLEY et al. 2002
事前の情報に基づく同意 (事前承認制度：PIC) Prior informed consent	場合に応じて必要とされる情報が十分に開示された後に、利用者が国その他の提供者から得る同意で、相互に合意する条件に基づいて提供者の有する遺伝資源及び関連する伝統的知識にアクセスすることを認めるもの。	BROWN et al. 2000
保護地域 Protected area	保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域。	SECO 2005
		UNEP 2001

用語	定義	出典
基準 Standard	権限のある者により定められた規則、原則または尺度。	ENCYCLOPAEDIA BRITANNICA 2006
	原則+評価項目=基準	FSC 2000
	実施基準=中心的なコミットメント（決められた要件や該当するすべての場合に達成すべき結果または状態で、すべてのものに適用される）+ガイダンス（柔軟性があり、意図として尊重すべきものであり、特定の状況、レベル、分野に応じて採用することができる）、文書化と報告（ガイダンス及びコミットメントの適用に透明性をもたらすため）。	SECO 2005
	共通して繰り返し利用されることを目的として、製品または関連するプロセスや製造法に関する規則、ガイドラインまたは特性を規定する文書で、遵守は必須ではない。製品やプロセス、製造法に適用する際に、専門用語、シンボル、包装、マーク、表示に関する要件を含むか、または、これらが独占的に取り扱われる場合がある。	ISEAL 2004
持続可能な利用 Sustainable use	生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持すること。	UNEP 2001
保有権 Tenure	ある特定の土地の単位またはそれに伴う資源（個々の樹木、植物種、水、鉱物など）の所有権の保持、アクセスまたは利用に付随する権利及び義務に関して、個人または集団が保有する社会的に定められた合意事項であり、法規または慣例で認められたもの。	FSC 2000
脅かされている種 （絶滅危惧種） Threatened species	適用法もしくは規則において、またはIUCN レッドリストのカテゴリーと基準 3.1 版により、脅かされていることが示された動植物の種。	IUCN 2001
トレーサビリティ Traceability	記録された証明を手段に、いかなる実体についてもその履歴、応用、または位置を追跡する能力。	ABABOUC 2002
流通過程 （加工・流通過程管理） Trade chain (chain of custody)	森林から消費者に至るまでに原材料や製品がたどる経路で、連続するすべての段階（加工、転換、製造、流通）が含まれる。 認証機関が、各々の林産物とその原産地から収穫、加工、貯蔵、販売を通じて追跡することを可能にする追跡システム。	FSC 2006 SHANLEY et al. 2002

用語	定義	出典
伝統的知識、イノベーション、手法 Traditional knowledge, innovations and Practices	遺伝資源に関連して、また生物資源の保護や持続可能な利用に関して、個人または原住民や地域社会が集団として有する知識や慣行。	SECO 2005
利用権 Use rights	森林資源を利用する権利で、地域の慣習、相互の合意により定められることもあれば、アクセス権を有するその他の主体によって規定される場合もある。これらの権利により、特定の資源の利用が一定の消費水準や特定の採取方法に限定されることがある。	FSC 2000
確認項目 Verifier	採集現場で指標を測定する方法を表す（指標の評価の特異性または容易さが向上するようなデータポイントまたは情報）。このプロセスでは、確認項目をできるだけ少なくすることではなく、地域、製品、等級、事業規模に特有な確認項目を使える余地を残すことを意図している。確認項目により、指標の意味、精度、そして普通は現場ごとの特異性が加わる。事例により、または採集現場により、数値パラメータを確認項目として割り当てる場合がある。	SHANLEY et al. 2002
持続可能な個体群 Viable population	ある期間、それ自体を維持する能力がある個体群。	
野生からの採集 Wild collection	栽培されていない自生の資源または帰化した資源を自然生育地から集める手法。	
労働者 Workers	従業員、常雇用、季節雇用、一時雇用、出稼ぎ、外国人、臨時、下請労働者を含め、事業で働くすべての職員。	BIO FOUNDATION 2008
産出量 Yield	採集可能産出量、収穫可能産出量：採集のために入手可能な最大量。 持続可能な産出量：収穫した原材料の補充速度と等しい速度の収穫。しばしば年間成長率として測定される。	See PETERS 1996 ZABEL et al. 2003
若年労働者 Young worker	児童の年齢を超え、18歳未満の労働者。 ※単純にするために、この基準では15～18歳の範囲を挙げている。	Adapted from SAI 2004